

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成19年9月12日(水曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計決算の認定について

出席委員(12名)

委員長	高 木 武 雄	副委員長	平 野 浩
委員	神 子 功	委員	林 一 雄
委員	明 智 忠 直	委員	佐久間 茂 樹
委員	嶋 田 哲 純	委員	景 山 岩三郎
委員	向 後 悦 世	委員	林 七 巳
委員	伊 藤 房 代	委員	平 野 忠 作

欠席委員(なし)

委員外出席者(2名)

議 長	嶋 田 茂 樹	副 議 長	林 俊 介
-----	---------	-------	-------

説明のため出席した者(92名)

副 市 長	鈴 木 正 美	教 育 長	米 本 弥榮子
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫

建設課長	米本 壽一
下水道課長	中野 博之
消防長	佐藤 眞一
庶務課長	浪川 敏夫
生涯学習課長	花香 寛源
農業委員会 農事 事務局長 その他担当員	小田 雄治
	64名

都市整備課長	島田 和幸
会計管理者	木内 孫兵衛
水道課長	堀川 茂博
学校教育課長	及川 博
監査委員 事務局局長	林 久男
飯岡荘支配人	野口 國男

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一
主査	穴澤 昭和

事務局次長	石毛 健一
-------	-------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（高木武雄） おはようございます。

本日は雨の中、決算審査特別委員会ということでお集まりをいただきまして誠にご苦労さまでございます。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第 1 号より議案第 9 号までの 9 議案でございます。この決算審査の結果、あるいはその状況が今後平成20年度の予算編成に加味されることと思いますので、十分なる審査をお願いいたします。

なお、私、委員長ふなれなため、皆様方にご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、皆様方のご協力をいただきまして、スムーズな議事運営を行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長、林副議長に出席をいただいておりますので、代表いたしまして、嶋田議長にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本委員会に付託しました決算議案 9 議案について審査をいただくわけでございますが、本日は審査内容が多岐に及んでおりますことから、議案第 1 号の一般会計決算のみの審査を行うということでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） どうもありがとうございました。

続きまして、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日はお忙しい中を決算審査特別委員会ということで、今、議長からもお話がありましたが、委員の皆様方にも大変ご苦労さまでございます。

今回の決算審査特別委員会にご審査をお願いいたします案件でございますが、平成18年度

の決算、一般会計、特別会計、公営企業会計、合わせて9議案でございます。どうぞよろしくご審査をいただきますようお願い申し上げます。

今、委員長の方からお話がありましたが、執行部といたしましても、皆様方のご質問に簡潔にお答えいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） ありがとうございます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（高木武雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第8号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第9号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案であります。

本日は議案第1号の1議案を議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第1号の平成18年度旭市一般会計決算の認定についてのみを本日1日の日程で審査を行います。

審査方法については、歳出の款別に大きく四つに区分し、歳入歳出を合わせて順次審査を行いたいと思います。

したがって、初めに歳出の1款議会費と2款総務費、次に3款民生費と4款衛生費、次に5款労働費から8款土木費まで、最後に9款消防費から14款予備費までの四つに区分して、区分ごとに一括して説明をいただきます。質疑につきましても区分ごとに一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、会場の都合により、担当課の入れ替えをただいま申し上げました四つの区分ごとに行いたいと思いますので、併せてお願いいたしたいと思います。

それでは、議案第１号の歳出、１款議会費と２款総務費の担当課以外は退席してください。
しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前１０時 ５分

再開 午前１０時１０分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１号の審査を行います。

議案第１号の歳出、１款議会費と２款総務費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） それでは、一般会計決算の認定ということで、補足説明の方をさせていただきますと思います。

一般会計の決算につきましては、本会議の補足説明におきまして、決算に関する説明資料による決算の概要説明と決算書に基づきまして歳入歳出の各款ごとの増減額、それとその増減理由についてご説明をさせていただきましたので、私の方からは２点ほど追加して説明をさせていただきます。その後、各款ごとに所管する事務事業について説明をさせていただきますことにしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に決算書の344ページをお願いします。厚い決算書の344ページになります。

344ページは、平成18年度の旭市一般会計実質収支に関する調書でございます。改めて申し上げますと、歳入の総額は258億1,649万4,000円、歳出の総額は239億2,399万1,000円でございます。そこに記載のとおり、歳入歳出の差し引き額が18億9,250万3,000円となりました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費に係る分として5,959万4,000円、これは去る６月議会の報告第１号で申し上げましたように、繰越明許費繰越計算書でご報告申し上げました小・中学校の改修事業をはじめとする15事業に係るものでございます。

次の事故繰越に係る分でございますけれども、2,913万7,000円でございます。これにつきましても、６月議会の報告第２号の事故繰越し繰越計算書でご報告申し上げました第二中

学校の実施設計委託料と第二学校給食センターの施設改修工事の二つの事業に係るものでございます。この二つの繰越財源の合計が8,873万1,000円でありまして、これを差し引いた実質収支が18億377万2,000円でございます。この額が平成19年度に繰り越されたものでございます。

なお、この実質収支額を標準財政規模で割った割合でございますけれども、これを実質収支比率と言っておりますけれども、結果、平成18年度は12.0%という数字になっております。

次に、もう1点、起債関係についてご説明申し上げます。

51ページをお願いしたいと思います。戻りまして51ページになります。

先般の議案質疑の中でも申し上げましたが、合併による財源措置の一環として借り入れる有利な起債ということで、合併特例債というものがあるということでご説明を申し上げたところですが、平成18年度具体的にどの事業が対象だったのかということで、平成18年度の対象事業となったものを申し上げます。

51ページの20款市債の備考欄、右側の欄ですね、やや下の方ですが、ご覧いただきたいと思います。合併特例債の対象となったものを申し上げます。

まず、一番最初の地域振興基金債5億8,990万円が対象でございます。

次に、そのページの一番下から2行目ぐらいになると思いますけれども、旭中央病院アクセス道整備事業債3,930万円でございます。

次は53ページをお開きいただきたいと思います。

やはり備考欄ですが、中段の教育債の備考欄になりますけれども、海上中学校建設事業債8億1,820万円、それから一つ飛びまして、中学校屋内運動場改築事業債、これは旭二中分でございますけれども、890万円でございます、額はちょっと小さいですが、これは2か年事業の平成18年の充当分ということでございます。

それから、次の小学校校舎改修事業債2,710万円、これは干潟小、共和小、飯岡小学校3校分、それから次の小学校屋内運動場改修事業債170万円、これは共和小でございますけれども、これもそれぞれ繰越事業になっておりますけれども、平成18年度分事業費の充当分でございます。

これら平成18年度合併特例債を合計いたしますと、合計額が14億8,510万円でございます。これら合併特例債につきましては、前から申し上げておりますように、充当率が95%でありまして、この元利償還金の70%が交付税措置されるというものでございます。

以上２点について補足説明を申し上げました。

それでは、順次、各課より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私の方から人件費関係についてご説明いたします。

本日お手元に資料をお配りしてあると思いますけれども、平成18年度人件費決算（職員手当）についてというものでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

この内容をご説明したいと思います。

これは一般会計の１款から10款までの手当を全部集計したものでございます。

順次説明いたしますが、初めの扶養手当でございますが、金額は記載のとおりでございます。対象職員数が372名、１か月当たりの１人の平均は１万8,000円でございます。

次に、２番の住居手当です。支給人数は305人、１か月１人当たり約7,500円でございます。

次に、３番の通勤手当です。支給人数は644人、１か月１人当たり約5,200円でございます。

次に、４番の時間外手当です。支給人数は188人、１か月１人当たり約３万3,500円となっております。なお、時間外の勤務時間数でございますけれども、全体で３万9,323時間、１か月１人当たりの平均は17.4時間となっております。

次に、管理職手当ですが、支給人数が194人、１か月１人当たり約３万7,000円でございます。

次に、６番の期末手当です。支給人数は780人で、この中には特別職も含んでおります。支給は６月と12月の年２回でありまして、１回当たりの平均は約52万9,000円となっております。

次に、７番、勤勉手当です。支給人数は774名で、１回当たりの平均は約25万1,000円です。

期末手当と勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別職には勤勉手当は出ないということと産休とか育休等の職員にも出ない部分があるということでございます。

次に、８番の児童手当です。支給人数は140人で、１か月１人当たり約7,600円です。

次に、９番の宿日直手当です。支給人数は83名で、１か月１人当たり約4,600円となっております。

次に、10番の休日勤務手当です。支給人数は78人で、１か月当たり約１万5,700円となっております。

次に、11番の特殊勤務手当です。支給人数は80人で、１か月１人当たり約5,600円でございます。これはほとんどが消防職員でございます。

最後に12、夜間手当です。支給人数は88名で、1 か月 1 人当たり約5,700円、これも消防職員が主でございます。

手当の関係は以上でございます。

それから、職員数と人件費の関係についてご説明したいんですけども、これは一般会計以外の会計も絡みますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、説明いたします。

議会の本会議一般質問で行政改革についての質疑応答がございました。その関係について、決算に絡みますので、ご説明いたします。

平成17年度に新規採用を定年退職者の3分の1程度ということで、職員数を削減する旨の定員適正化計画を策定してございます。それに基づきまして、平成18年4月の採用に当たっては、職員全体で31名の退職に対して19名を採用いたしまして、12名の削減となっております。このうち事務吏員については、退職者が16名で新規採用が5名ということで3分の1弱でございました。

それから、平成19年4月の採用に当たっては、職員全体で45名退職いたしまして、採用は19名でございました。26名の削減でございます。このうち事務吏員でございますけれども、退職者が19名で採用が7名、3分の1強ということでございました。

平成18年、19年、2か年の職員の削減計画、これは先ほども申し上げた適正化計画なんです、この12名に対しまして、昨年の実績は38名、計画の3倍以上ということになりました。これは定年前の退職の職員が割と多かったということでございます。

それで、適正化計画では、定年退職者の3分の1ということで、定年前の退職については考慮してございませんでしたけれども、結果的にはそれがかなり多かったということで、ただ単純に3分の1というのはなかなか難しいということで、事務吏員の3分の1ということで行っておりますし、これからもそのようにしていきたいと考えております。

と申しますのは、退職者の中には例えば技術職であるとか、保育士、保健師、新しい需要に対応するための社会福祉士とか、管理栄養士、それから当然消防職なんかもありますので、これらについては市民生活に直結する部分でございますので、退職したからと減らすわけにはまいりませんので、そういうふうに取り扱いをしております。

それで、これから決算の話になるわけでございますけれども、その結果、どれだけ職員人件費が削減になったかということでございますけれども、給料と手当、共済費を全部足しました人件費、これを平成17年度通年ベースの決算と平成18年度の決算と比較してみますと、

約2億9,000万円の減額となっております。これは病院会計を除く、そのほか全会計の数値でございます。

私からは以上です。

○委員長（高木武雄） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、皆様のお手元の方に一般会計の歳入歳出決算に関する説明資料が行っていると思います。それと、決算書は95ページ、説明資料は27ページをお開き願いたいと思います。

説明資料の27ページの方に固定資産の基礎資料整備事業がございます。それで、決算額は4,116万4,000円でございます。この事業につきましては、平成18年度から20年度までの3か年事業で行います。総事業費につきましては1億1,046万円となります。この事業につきましては、航空写真と土地の現況図、家屋の見取り図を組み合わせで電子データベース化にしまして行うものでございまして、これが完成しますと、画面上で該当する地番、あるいは家屋をクリックしますと、必要な情報が課税状況が見られるということで、納税者からの照会、あるいは事務の効率化、スピードアップにつながるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、秘書広報課より主要事業1点をご説明させていただきます。

やはり決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。説明資料の17ページになります。また、決算書につきましては72、73ページでございます。

事業名、広報活動費でございます。広報活動費の決算額は2,093万3,000円でございます。この事業の概要でございますが、まず広報あさひ発行に係ります経費1,601万8,715円であります。経費の内訳につきましては、決算書の方でございますが、73ページ、11節需用費の印刷製本費のうち932万8,809円と12節役務費の手数料、これは新聞折り込みの手数料でございますが、668万9,906円、この積み上げでございます。トータルが1,601万8,715円でございます。

なお、広報あさひの印刷発行部数につきましては2万3,200部でございます。その配布内訳でございますが、新聞折り込み用に2万1,000部、新聞をとっていない世帯へ郵送分で940部、市役所の庁舎内、また施設等に750部、転入される方用に410部、また広報あさひの保存版用として100部を持っております。トータルが2万3,200部でございます。

次に、その下の欄でございます。

17ページの市民便利帳作成の経費でございます。208万6,875円、決算書は73ページ、13節の委託料から支出しております。皆さんご存じでしょうが、物はこういうものでございます。全世帯に配布してございます。

次の欄でございます。

旭市ガイドマップ作成費144万9,000円でございます。これも13節委託料からの支出であります。1万5,000部作成しております。物は、市の紹介と、中に地図が入ったもので、これもご存じかと思いますが、確認のため提示させていただきます。

次に、旭市ガイドブック作成費でございます。これにつきましては38万6,400円でございます。決算書の方、11節需用費の印刷製本費より支出となっております。1万部作成しております。まだ市勢要覧はございませんで、市勢要覧の概要版といいますが、コンパクト版といいますが、物はこれでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 企画課長。
- 企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課所管の決算の内容につきまして若干ご説明申し上げます。

決算書の41ページをお開きいただきたいと思います。それと、説明資料の19ページになります。

決算書41ページの一番上の備考欄、右側の部分です。ここで元気な市町村づくり総合補助金というのがあります。ここの2番の合併分100万円、それから3番の元気な市町村づくり総合補助金特別分1,687万円、この充当先でございますけれども、これは医療福祉の郷づくり事業の部分に充当してございます。

決算書で81ページになります。

右側、備考欄4番の医療福祉・食・交流の郷づくり事業3,567万円のうち、約2分の1が補助対象になっております。これは平成18年度から県の方で新たに創設された事業でございます。地域の特色あるもの、それらにつきまして自主的、創造的に実施されるものということで、提案をいたしまして、認められたという形になっております。

決算資料19ページをちょっとご覧いただきたいんですけども、この主なものでございますけれども、下の項目の四角で囲んである表になっている部分、ここの工事請負費がでございます。幽学の里の部分の田んぼ、国指定の田んぼがあるんですけども、その周辺の農道、

排水路、田んぼの方が若干排水が悪いというところで、これを提案いたしまして、これも認められております。

この事業の内容ですけれども、農道の碎石舗装、365.8メートル行っております。水路の方が156メートル、そのほかに土止めといたしまして89.5メートル等を実施したものでございます。ここに書いてありますもの、印刷製本費から下の補助金まですべて補助対象事業というような取り扱いで認めていただいております。

続きまして、決算書の51ページをお願いいたします。説明資料では24ページになります。

歳入の雑入の部分です。右側の8番、コミュニティバスの運賃収入558万549円、それと14番の日本宝くじ協会各種施設助成金2,289万円、これにつきましては、この24ページのコミュニティバス運行事業の方に充当させていただいております。宝くじ協会の各種施設助成金につきましては、100%助成ということで、バスを2台購入したものでございます。バスの運賃収入につきましては、それぞれ100円で乗っていただいております乗客の方々のご負担の分でございます。

それと、同じ51ページの13番、自治総合センターコミュニティ助成金500万円、これにつきましては決算説明資料の23ページ、コミュニティ育成事業ということで、これも自治宝くじの収益金の助成でございまして、ここでは表の一番下、一般コミュニティ助成事業宝くじ助成分というのがあります。網戸区と椎名内岡区、ここにそれぞれ補助したものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、1款の議会費と2款の総務費についての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは、決算書の19ページになりますけれども、収入未済額について1点お伺いします。

真ん中辺りなんですけれども、軽自動車税の3,334万3,835円ですか、こういった収入未済になっております。軽自動車というのは金額が小さいと思うんですけれども、1台4,000円から8,000円ぐらいの税だと思うんですけれども、この収入未済額なんですけれども、車の使用者が廃車届けをしないで、そのままになっている状態が主だと思うんですけれども、車というのは税証明がなければ車検が取れないわけですから、今言ったことが大まかだと思う

んですけれども、これについてご説明をお願いします。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 軽自動車につきましては、原付の50CCのバイク、税額1,000円からございまして、車検に必要なのは軽自動車税ということで、車検を取るとしたら納税証明がないと車検が取れませんので、そういう方は滞納というのは無いと思うんですけれども、それ以外にバイクだとか、そういうのがかなりある。それと、委員がおっしゃった廃車しても業者等に頼んでも、市役所の方に手続きをしていないという方も多々あります。それから、税金が少額なために、バイクは1,000円とかありますので、それでかなりそういう件数で徴収率が落ちているという状況でございます。

- 委員長（高木武雄） 林委員。

- 委員（林 一雄） 廃車手続きをしないで、そのままになっているということは、車の所有者から自主的に行政に廃車しましたということを待っているだけで、行政としてはこちらからその車はどうなっているんだと所有者に問いかけはしないのでしょうか。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 年数の古い例えば軽自動車税も10年を超える年数でそのまま未納になっているものがありますので、それらについては照会して、どうなっているかやっています。ただ、何せ台数が多いものですので、そういう古いものから順に照会をしております。

- 委員長（高木武雄） ほかにございませんか。

景山委員。

- 委員（景山岩三郎） おはようございます。ご苦労さまです。

1点、説明資料の3ページですか、歳出の部で目的別歳出の表の中で平成16年から平成18年の衛生費、平成17年合併なんですけれども、平成16年の半分くらいになっていますね。これはどういう内容でなっているのでしょうか。

- 委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 決算資料の3ページ、目的別歳出の構成比というグラフがございまして、それが平成16年度から17年度、18年度ということで下がっていると。これはちょっと今、額はすぐ出ないんですけれども、一番大きいのは旭中央病院。旭中央病院につきまして

は、合併前は一部事務組合ということでございました。一部事務組合ということになりますと、その時から今も出しているんですけれども、中央病院の例の繰り出しですね、11億円から12億円、これを4款の衛生費のところの一部事務組合の負担金ということで組んでおりました。ですから、衛生費はその時は大きかったわけですね。平成17年7月に合併しました。それから、平成18年はもちろん合併した2年目と。

そうしますと、合併した時には市立の病院ということで、自前になりますので、今度一般会計からの繰出金という経理をしている。つまりこれは13款の方で経理をするということで、衛生費が減って、その分はここではその他になってしまうんですけれども、科目の組み替え、要するに組合負担金から一般会計からの繰出金に科目が組み替わったということで減ったということでご理解をお願いしたいと思います。その分が一番大きいものでございます。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 座ったままで失礼します。

何点が収入支出についてお聞きしたいと思います。

決算書18ページの、一般質問でもだいが質疑をやったわけでありますけれども、市政運営に一番欠かすことのできない税の問題でありますので、もう少し議論したいと思います。不納欠損、収入未済、滞納繰越金が約11億円ですか、そういった部分のこれからの、いかに少なくしていくかということが大きなみんなの努力目標だと思いますけれども、そんな中でどんな業種の方々が不納欠損が多いのか、収入未済も滞納繰り越しも、その辺の調査はあるんでしょうか、それをちょっと伺って、あればお聞きしたいと思いますけれども。それと業種別の滞納、不納欠損の多い理由ですか、そういった部分もつかんでいれば教えていただきたいと思います。

それと、今後の税務課、いろいろな滞納処理推進協議会みたいのができまして、税徴収補助員もありますけれども、今後の方針としては、市としてはどういうものをもっと積極的にやれるのかどうか、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

それと、決算書、先ほど財政課長から説明がありました344ページの一般会計の収支の決算ですけれども、18億円というものが果たして妥当な数字、18億円も残したものが1年間の行財政運営として適当なのかどうかという部分、あまりにも未済というか、税が残ったというような感じがするわけでありますけれども、その辺は財政としてどうとらえているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、支出の方でありますけれども、決算書の方で87ページ、説明書の23ページです。

先ほどこれも説明があったと思いますけれども、集会所の助成、これは合併の時に飯岡地区が700万円くらいの補助金を出すというようなことで、合併後も700万円のコミュニティ施設には補助をしているわけでありまして、今、150数か所の区のコミュニティ施設があるわけでありまして、その辺の中でこれから先も700万円が妥当なものなのかどうか、その辺も今後考えていかなければならない部分であろうかなと思いますので、今、現実コミュニティ施設として要望がある地区が幾つくらいあるのか、今後の方針としては、コミュニティ施設に対する700万円の補助というものがどういうものにしていったらいいのか、決算の委員会ではちょっと妥当ではないのかもしれませんが、たまたまこれが700万円が2か所出ている、150何か所からいろいろな部分で出るということは、合併の大きな目的であります合理化といいたいでしょうか、そういった部分からすれば、もう少し区の再編までも考えなければならないことではないかなと思いますので、その辺の今の時点での要望がある区は幾つくらいあるのかどうか、それを聞きたいなと思います。

それから、決算書の87ページ、説明書の24ページ、コミュニティバスの問題ですけれども、我々旧旭市の方では最終的にはコミュニティバスは試行運転のままで終わったわけでありまして、合併後も1ルートだけ検討委員会の中で試行運転をするという話が出ました。その継続で今、旭地区では1ルートやっているとありますが、検討委員会の結果、我々には報告が全然無いわけでありまして、このルートが本当に本格運行になるのかどうか、その辺も我々としては定かでないわけでありまして、そういった問題を明確にしないで、本格運行のような形で決算書も出ているというようなことはどうなのかなと思いますので、その辺についてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それと、4,725万円、一般財源から出ているわけでありまして、5ルートなわけでありまして、前からの検討課題であります福祉タクシーの問題とコミュニティバスの問題、そういった部分も再検討することが必要ではないかなと思いますので、その辺の考え方もひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それと、旭ルートの事業費が結構ほかの地区の所よりも突出して多いわけで、飯岡地区は2台が走っていると思いますので1,800万円、旭は1台で1,753万円という事業費、かなり突出していると思いますけれども、その辺の内容もお聞かせいただきたいと思います。

以上、何点かひとつお願いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、明智委員のご質問の不納欠損、滞納関係でその業種、あるいは理由、市の今後の方針ということでお尋ねがありました。

不納欠損については、そういう詳しくはありませんので、滞納者の状況について分析しておりますので、それについてお答えしたいと思います。

まず、業種ということでございますけれども、これについて一番滞納が多い職種、職業と申しますか、それについては会社員でございます。それ以外では農業、漁業、建設業、運送業、飲食業というような状況で、あと職業が不明というののもかなり多いということでございます。

次に、理由でございますけれども、まず一番多いのは納税意識の欠如、これが各税目においてもこの理由が一番多い。それから、生活困窮、経営不振、失業中、民間の資金の方の返済中で返せない、病気療養中、会社倒産というような状況でございます。

それから、千葉県滞納整理推進機構ができて、この9月から始めまして、徴収困難な方については今、呼び出し等をやっておりまして、かなりそういう面では千葉県滞納整理推進機構という名称で、今まで呼び出しには応じてくれなかった方もいるんですけれども、見えているということで、今、現実に差し押さえの方の執行の手続きを2件行っているということで、今後についても県の滞納整理推進機構と共同で滞納には強く迫っていくという状況でやっていきたいと思っております。

- 委員長（高木武雄） 財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 財政課の方は344ページの先ほどの実質収支に絡みまして、多過ぎるのではないかなというようなご指摘でございました。確かに昨年は約13億円でございまして、今年が18億377万2,000円ということで、若干私どもも多いかなということで考えております。

結果的に多くなってしまった理由、これは議案質疑やなんかで申し上げましたけれども、いわゆる3月の特別交付税分が確定が遅くて、病院会計への繰出金を前年の実績で予算を組んでいたんですけれども、これが大幅に予算よりも2億円程度落ちてしまった、そういう大きな原因。それから、小・中学校の耐震改修等でも残が多少出たと。そういった形で結果的に実質収支で12.0%。これは何%くらいが適当かという基準もあまり無いんですけれども、ただ繰越金自体は翌年度の貴重な補正財源であることは間違いございません。その2分の1は貯金に積むということは法律で決まっておりますので、ですからこの半分が財源として使える。それにしても18億円はちょっと多かったかなと。

ただ、去年についてはそういった多少事情もあるということで、調整の仕方としては、こ

という形で早くそういう不用額等が分かる場合には、実際には去年財政調整基金の取り崩しを6億円ほどやっております。ですから、早く不用額が分かれば、3月の補正等で財政調整基金の取り崩しを若干下げて調整するという形、これからはそういう形で早く分かった場合にはしたいなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、まず集会所の助成につきましてお答えいたします。

まず、700万円が妥当かどうかということなんですけれども、確かに集会所を建設する場合には、費用も相当かかるということで、集会所の扱いなんですけれども、実際に今、行政がすべて何でもやってあげられるという時代が少しずつ変わりつつあります。そういう中で住民の方にもぜひ行政にご協力をいただかなければいけない。その活動拠点になるのがやはり地域の集会所ではないのかなと、そのように考えております。

ですので、これは私の意見になってしまいますけれども、集会所の建設に対する助成というのは、地域に根差したものの、そこでの話し合いの場、まとまりを作る、そういう意味では必要なのではないかと。700万円が妥当かどうか、これについては議論の余地はあるのではないかと思います。

ただ、今ちょっと建設いたしますと、やはり1,600万円、1,700万円という金額になります。そうしますと、今、上限10分の6という形で助成をしておりますけれども、それも700万円という形で助成をしておりますけれども、地域の負担も相当なものであると。特に今、昭和40年前後に、昭和40年、41年、43年、このぐらいで建てられたものがまだございます。その辺はやはり今後しばらくはまだ建て替えが必要になるのではないかと。

それから、今、要望が来ているものは平成22年までということで、6か所来ております。ただ、実際にすぐできるかといいますと、若干少しまだ地域の方との話し合いを進めたいという地区もございますので、それがすべてそのままいくかどうかというのはちょっと定かではございません。

それと、バスの運行、旭地区につきまして、試行運転であったのが本格運行になったと。合併いたしまして、これにつきましては、コミュニティバスの検討委員会というものを組織いたしまして、そこで決定いただいたような形にはなっております。決定というよりは、その案を市長に上げて、決定したということが正しいのかと思います。確かに旧旭市では平成13年度以前からの総合計画、それについてコミュニティバスの運行について調査検討を行う

という形での記述があったということで聞いております。平成13年度には市民のアンケートをしたと。そこでは「必要と思う」「できればあった方がいい」というのを合わせて76%の方がそういうお答えをしたということでございました。そういうものを受けて試行を進めてきた。そこで、今回試行した中で一番乗車率のよかった所、その部分をまず拾おうという形で本格運行している、そういう状況であると思います。

それと、金額の関係なんですけれども、旭地区1便でなぜこんなに金額がいくのかということなんですけれども、実際に旭地区1便で回っているルート、これが1周35.6キロあります。全体といたしまして、総距離数が261キロほど走っております。実際に1人の運転手が持てる距離というのは150キロが標準と言われております。実際に1時間で運行できるのはだいたい30キロぐらいということで、それで休憩時間等入れると、実働6時間から7時間になる。そうしますと、実際にはバスの運転手の人件費が少し余分にかかっている、総距離数が長いので、この金額になっている、そういう状況でございます。

それと、福祉タクシーも含めて再検討すべきというところのご意見でございました。実は昨年の10月に法改正がございまして、地域の公共交通会議の設置というような形で、地域全体のあり方を検討する必要があるのではないか、そのような形で来ております。これは実際に申し上げますと、コミュニティバスの検討委員会の委員の方、これらがほとんど網羅されていたので、県の方にお伺いいたしました。これが地域公共交通会議の代替になりませんか。そうすると、やはりそれはそれ、これはこれですからという形で、県の方はちょっとつれない返事だったんですけれども、その辺、関係する課と地域公共交通会議の設置も含めまして、そういったものを含めて、すべて検討していく必要があるのかなと、そのように考えております。

それと、乗車の関係も少しお話しいたします。平成17年度、これは4月から6月までの部分を含めて、旭地区では2万5,134人という乗車実績でございました。これが平成18年度の実績では3万1,444人ということで、6,300人ほど利用者が増えている状況でございまして、少し認知がされてきているのかなというふうに考えております。ちなみに飯岡地区は平成17年度が4万3,413人、平成18年度が5万854人ということで、ここも7,440人ほど増えております。それと、海上地区、これは中央病院へのバスということでございますけれども、平成17年度が1万2,969人、これが1万4,861人という平成18年度の実績で、1,892人増えている。干潟地区でございますが、これは完全に病院へのバスということで、4,219人が平成17年度、平成18年度は4,550人ということで、331人増えている、そういう状況でございます。よろし

くお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 何点が再質問させていただきます。

一番目の滞納と未済額の問題ですけれども、滞納整理推進機構、そしてまた徴収補助員ですか、そういった部分の設置でかなり納税率は高まっているわけでありまして、行政運営は本当に税が大事なものでありまして、不平等感もあるというような部分も市民の中にありますし、今後一層そういった部分の効率を上げていてもらいたいと思うわけでありまして。

徴収補助員ですけれども、もう少し自分らの地区で、自分らの地域でそういったものができるものかどうか。これはなかなか難しい、人の税金の滞納とかいう部分、秘密もありますし、それと反対に地元の人に来てもらったら、やはり納めなければならないというような部分もあるように感じるわけでありまして、その辺も今後の一つの課題として、地元の納税の補助員みたいな形で検討していったらいいかなと、そんなようにも思いますので、その辺もこれからの検討課題としていただければと思います。

それから、実質収支が多いというような、交付税が病院が後からというような部分がありますけれども、この問題、やはり年に一回は決算の報告も広報にも出るわけでありまして、18億円も余ったら、税金を安くしてくれよというような市民からの話もありまして、そういうことの中で、きょうちょっと聞いたわけでありまして、その辺の説明も広報の部分にもある程度分かりやすく説明を加えていただけたらと、そんなように思います。

それから、集会所の問題でありますけれども、平成22年まで6か所というような部分になります。集会所の必要性は、課長が言いましたように、当然地域のコミュニティは大事でありますので、その必要性は当然でありますけれども、これから150何か所、小さい区は20件か30件ぐらいの中での工事費、それなりの建物、600万円から700万円ぐらいの建物で、補助率が最高額6割くらいですか、そういった部分であれば、仕方がないというような部分もありますけれども、財政もかなり厳しい中でありますので、補助金の問題の再検討をこれからしていかなければと思いますので、この辺もひとつ検討をいただきたいと思います。

それから、地域公共交通会議ですか、そういったものが法になったというようなことでもありますけれども、コミュニティバスも検討委員会が市長に答申すれば、それで決定するということも、当然市長の諮問委員会であると思いますけれども、議会へも少し説明、旧旭市の時には、コミュニティバスは大きな一つのテーマでありまして、やるのかやらないのか、料

金も幾らにするのかというような部分も試行運転の中でいろいろ検討していたわけでありま
すけれども、それが全然我々議員にも分からないうちに決定されて、今、本格運行という
ような形になっているわけでありますので、そういった部分の検討委員会の結果、市長の決断
があった。本当は後よりも先の方がいいわけですがけれども、そういった部分で議会へもお知
らせをいただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。考え方を少し答弁
をお願いしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 徴収補助員についてお答えいたします。

現在徴収補助員 2 名で、市税の方と国民健康保険税の方に各予算で 1 名ずつ投入しており
ます。確かに徴収率の向上については、徴収補助員については有効だと思っております。た
だ、この徴収補助員については誰でもよいというわけではありませんで、やはり税金の徴収
という特殊なものから、その適正に合った人間を選んでいきたいというふうに思っておりま
す。

- 委員長（高木武雄） 財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 実質収支の額がちょっと大きくて、中にはそれだけ余るなら税金と
いうお話もあったということでございまして、平成18年度の決算も議員が見てご覧のとおり
なんですけれども、決して仕事をしないわけではなくて、仕事の量、特に普通建設事業とい
う我々専門用語で言いますけれども、投資的な経費、これにつきましては近隣の市のほぼ倍
以上やっております。ですから、そういった事業をしながら、なおかつ余りも出たというこ
とで、広報でうまい説明はないかということですが、広報なんかで我々が出しますと、
どうしても黒字だったというような言い方になってしまうわけございまして、大変申し訳
ないんですけれども、その辺うまい表現の仕方があれば、またこれから検討してみたいな
ということで考えております。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 集会所の助成の件につきましては、そのほかの補助事業等もござい
ますので、財政課とも十分その辺全体の中で検討はさせていただきたいと思います。

それと、地域公共交通会議に絡めまして、議会への事前のお知らせということでございま
した。実は明智委員からは一般質問でもバスの関係で議会の方に知らせてというようなご要

望がございまして、その辺実はうちの方も検討しておりました。今年度も実は検討しております、少しルートができ上がった、例えば干潟地区と海上地区は若干見直す必要があるだろうという形で、その辺を本当は議会全員協議会でやればいいんですけども、総務常任委員会にまずお知らせしたらどうかということで、うちの方はちょっと準備を進めていたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 8 分

再開 午前 11 時 20 分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

神子委員。

- 委員（神子 功） 平成18年度一般会計につきまして何点かご質問します。

まず、歳入の方なんですが、これは幾つか聞いておきますけれども、今、市としては旭市行政改革アクションプラン、先ほど総務課長が申されましたけれども、それぞれ25年かけて、財政をどうしようかという健全財政に向けて合併をしたことによって、首長並びに議員だけ減らして、それが減っただけではしょうがないということで、財政の健全化に向けて経費の削減をしていこうという中で今進行中という、その中に平成18年度もあるという、そういった観点から何点かお伺いしたいと思います。

質疑でも申し上げましたけれども、旭市行政改革アクションプランの中には、市税の目標を定めて、年度ごとにその目標達成に向けて努力をしていこうといった内容が含まれております。これは一般質問でも申し上げましたけれども、あくまでも予算は見込める最大の数値を掲げて、1年間のスタートをしようと。目標については、トータル的にこうでありたいなという目標を掲げているということは一般質問等で確認させてもらっております。

今回平成18年度につきましては、現年課税分の徴収率については、アクションプランによりますと、現年課税分の徴収率が平成18年度は95.9%、目標数値は96.14%というふうになっております。この差というものはどのように判断をするのか。

要は市民税の方も税収が上がってきております。ただし、一方では、先ほども議論がありましたように、軽自動車税は減っているとか、固定資産税も減っているとか、昨年度と比べてのそういう状況もありますけれども、トータル的には95.9%で現年課税分が終わったという形になります。そういった意味で、それらについてどのように検証して、評価して、今後目標設定についての対応についてはどのように考えていくかという基本的な部分について伺いをしたいと思います。

それから、先ほど総務課長の方から諸手当の説明がございました。平成18年度の人件費決算の職員の諸手当、これは病院等は除きますけれども、平成18年度当初の予算から見ますと、1億円余りの決算となったということが言えますけれども、その中でも特に残業手当を減らそうということでアクションプランにも載っておりますけれども、時間外手当につきましても、当初予算から見て7,400万円ほど減額といたしますか、結果的にはそういう決算になりました。

平成18年度の当初は1億4,990万円、決算については7,549万8,000円何がしということでしたが、それぞれ増減はあるわけですが、全体的には1億円ほど当初予算から減って、その額になっておりますが、そういった時間外については、いわゆる目標を置いて、こういうふうに減額されたものなのか、それとも必然的にこうなったものなのかどうか。

予算から見て削減になった部分については、住宅手当が1万2,000円、時間外手当が7,400万円ほど、期末手当、勤勉手当は、人事委員会とか人事院の関係も含めますけれども、かなり減額されております。

そういうような状況の中で手当としては、時間外がかなり減っているという状況の中で、この点をどういうふうに一年間見た時に目標を立てて減らしたものなのかどうか、さらに該当する方々は188名いるということでしたが、これは当初から見ると、人数的にも減っているものなのかどうか、把握されていれば伺いしたいと思います。

あと、総務関係を見ますと、予算的には当初予算を組んで一年間終わるものと、それからそれを達成するためにソフト的な部分というか、お金がかからなくても検討しなければいけない事項というのがあると思うんです。アクションプランということで、財政運営をするための指針として掲げられている中には、補助金の削減をしていこうという大きな指針もありますし、使用料、手数料、こういったものも削減していこうという検討するものもありますし、人材育成によって、資質の向上を図ろうというものもあります。

特に補助金については、今、明智委員の方からも話がありましたけれども、大小さ

さまざまな補助金がありますが、これは毎回毎回、旧旭市の状態の中からも議論してきたんですが、補助金の削減というのはいつかどこかで見直さなくてはいけないということからすると、平成18年度決算の段階で、アクションプランの中には補助金の関係で委員会を設置して、削減していこうということで、平成19年度が今スタートしているわけですがけれども、参考までにこの委員会というものは設置をされたのかどうか、それが今機能しているかどうか、平成18年度の決算に当たりまして、ぜひお願いしたいと思います。

使用料、手数料の関係で、不納欠損というのも出ております。土木の関係もありますけれども、これらについて対策については本会議でも若干聞きましたけれども、それらの対応についてどのようにお考えなのかどうか。これが歳入の関係ですね。

歳出では、決算に関する説明書の中で若干お伺いしたいと思います。

20ページ、電算システムの運用事業ということで、8,000万円の予算を組んで、内容的には各システムの運用、保守を行うことによって、窓口での各種証明書発行などの住民サービスを遅滞なく行うことが可能となったということですが、これはなかなか数値では表し切れませんが、これによって、人員の削減が図られてきたものなのか、それとも処理をするのに以前こうだったものがこういうことになりましたよ、そのために効率がよくなりましたよという判断をしてもいいものなのかどうか、この点、人的に減ったものであれば、どの程度減ったのか、それによって額的にはどの程度反映したものが把握できるものかどうか、それから効率化ということで、処理をすることが窓口業務でできるとすれば、どれがどうなったのかどうかということで把握しているものがございましたらお示しをいただきたいと思います。

26ページになります。

防犯対策事務費、ちょっと細かいんですが、事業内容の中に防犯対策用の物資等の購入というのがございます。防犯ブザーということで、これらについては小学生に防犯ブザーを貸与することによって、児童の安全強化が図られたというふうに締めくくられております。一般の市民の方々が防犯ブザーということに触れる機会はそんなに無いのではないかと。小学校の先生はもちろん該当する先生ですから、ブザーがどういったもので、どうすればどうなるか、危険が発生した場合にはこうしなさいという指導はもちろんできますけれども、児童の安全強化ということについては、子どもたちがそれを使ったことによって、市民の方がどう察知するのかということがよく分からないと思います。そういった意味では児童の安全強化が図られたという評価についてはどのように評価をしたらいいのか分かりませんので、具体

的に内容についてお示しをいただきたいと思います。

それから、防犯灯の維持管理費の助成ですが、2,000円を4,253灯助成したということになっております。合併したことによって、このような形の助成措置ができておりますけれども、それでは助成に対して4,253灯というのは、各地区において台帳なり、そういった整備をされて、補助しているものと思いますけれども、旭市としては助成するに当たりまして基準があると思いますし、それをどのように管理しているかということについて、内容的にお示しをいただきたいと思います。

歳出は以上です。お願いします。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、アクションプランの徴収率についてお答えいたします。

市税の徴収率につきましては、平成18年度は対前年度0.46%増となったんですけれども、このアクションプランの目標徴収率96.14%に対して95.94%、0.2%の減となりました。これらにつきましては、目標については、税としてはハードルは高いんですけれども、それに向けて、今後徴収体制強化を図って、徴収率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） まず、私の方から職員手当の関係についてお答えいたします。

いろいろご指摘をいただきまして、そのとおりでございます、例えば住居手当などは別にこれは実績でございますので、特に変わったことはございません。

それから、特にご指摘がありました時間外手当でございますが、これは大幅に減っております。特に何か目標を定めてやったのかというご質問がございましたけれども、時間外勤務手当等の取扱いに関する規程というのをつくりまして、時間外勤務の命令を原則1日3時間、1か月30時間以内ということで、それを定めまして、それを目標にして行ってきました。それから、毎週水曜日はノー残業デーということで定めまして取り組みました。実は部署によっては、これでおさまらないところがあるんですけれども、それは別途きちんと手続きをしていただきまして、確認をして削減に取り組んだということでございます。それから、期末勤勉手当は制度改正がありまして、我々だいぶ減らされましたので、よろしくお願いします。

それから、説明書の26ページの方の防犯対策事業、これについて2点ご質問がございました。

まず、防犯ブザーですけれども、これを貸与することにより、児童の安全強化が図られたという判断の根拠でございますけれども、当然市内の３年生以上の全生徒にこれを配ったわけでございます。１・２年は既に配ってございましたので、小学生全生徒に配ったわけでございますが、配る際には学校できちんと説明をしていただきまして、取り扱いについても周知していただいているはずでございます。それらについては当然父兄も承知しているわけでございますから、そういう安全教育を通じて意識の高揚を図ることもできたし、そういう結果として、安全を図ることができたというふうに考えております。

それから、防犯灯ですけれども、１灯につき２,０００円、各区に補助金を出しているわけなんですけれども、それをどういうふうに確認するかということでございますけれども、防犯灯は電柱に付いております。東電なりＮＴＴなりの電柱でございますけれども、これはすべて番号が入っておりまして、私の方で東電とか、そういうところへ照会をしまして、確認しながら、区と相談して、灯数を決めているということでございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） アクションプランに関係しまして、補助金等の見直しということでございます。アクションプランの関係で確かに補助金等の見直しをやって、検討委員会の設置ということでございますけれども、これは現実には検討委員会の設置というのはできていません。

それから、削減の方針でございますけれども、平成１７年７月に合併したんですけれども、合併前からの旧市町単位でやってきたものを一気に直せないという実情がございました。現在平成１７年から１８年にかけてはございませんけれども、一応平成１８年度途中経過ということで申し上げさせていただきますと、平成１８年度実績から平成１９年度予算ベースで比べますと、９２０万円ほどの削減はできたのかなということで、これは途中経過ということで申し上げさせていただきますと思います。

それから、使用料、手数料の見直し、この辺につきましては本会議の中でもやはりご指摘がございまして、毎年度の予算の中では、説明の中では常に見直しという指示をかけておりますけれども、結果的に平成１８年度は使用料を見直したものは無い。サイクルがございまして、やはり３年に一回とか４年に一回、そういう形で見直しをしようということではしていませんけれども、結果的に平成１８年度はなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 1点答弁漏れがありまして失礼いたしました。

職員手当の関係で平成17年度に比べて平成18年度が減っている理由、人数が減ったのかというお尋ねがございましたけれども、これは職員は減っていますから、人数もあるとは思いますが、主に時間数が減っております。と申しますのは、平成17年度は合併の関係で、各部門で残業が非常に多かったという事情がございまして、だんだんと平年ベースに戻ってきているのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、説明資料20ページの電算システム運用事業、ここの中で人員の削減等が図られたのかというような話がございました。実際に合併前の各市町では、ほぼ同じような電算システムを使って、業務を運用しておりました。それを統合した。そういう中ではなかなか人員の減にはつながらないのかなと。やはり同じような業務を同じように実施していかなければいけない。

ただ、ここの中では実際には内部情報系というのが新たに入っております。内部情報系、ここでは各職員一人ひとりにシンクライアント、いわゆるパソコンが机の上に置かれます。そこで簡単な業務のやりとり、こういったものは実際にメール等で可能になっている。ですから、そういったところを含めた効率性を考えていったときには、全市的な中でその辺の時間の短縮ができているなと思います。

ただ、これをどのくらいできているのかというのは、数値でちょっと持っておりません。当然システムの運用に当たりましては、まず住民のサービスが第一でございますので、その辺人員の削減というのが、今までやってきたものをそのまま運用した場合には、なかなか削減していくのはやはり人員としては難しいのかな。ただ、市役所全体の中では、職員の削減が進められている。要するに市役所全体が電子自治体化していくという中で職員を削減していけるのではないかと、そのように考えております。

ちなみに電算のシステムなんですけれども、旧1市3町が年間運用しておりました電算の事業費、これを10年間のベースで考えましたときに、だいたい30億円ぐらいかかるのではないのかなと。それで、今回合併しまして、導入いたしました電算システム、このランニングコストは10年間で23億円から24億円ぐらいではないかと試算しておりまして、10年間のコストパフォーマンスを見た時には6億円ぐらいのコスト削減になっているのではないかと。これ

も効率化の一つであろうと考えております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 市税の現年課税分の徴収率については、目標設定は高いというお話でしたけれども、来年はもっと高くなるんですよね。さらに再来年は高くなる。やはり目標は高いところに設定をして進んでいくというのが目標設定だと思うんです。できることをやったのでは目標になりませんので、そういった意味では目標というのは、あまり届かないところの目標はいけませんけれども、少しジャンプして届くぐらいの設定というのが私は目標の設定値であるべきだというふうに思っております。

そういったことを考えると、努力をしないで、目標にいったのは、これは目標にはならないという逆パターンがありますけれども、アクションプランで設定してあるものについてはやっていかなければならないということから考えれば、それはどのようにしたらやっていけるのかということをその都度その都度考えていかなければならない数値だというふうに考えれば、平成18年度についてはやってきたけれども、ここが甘かった、ここがよかった。

例えば一つには、税制が変わったことによって、平成19年度は税は高くなるけれども、徴収はどうかという心配が当然出てきます。では、どうしたらいいのかということが、その目標を掲げたことと考え合わせながら進んでいかないと、当然目標設定値がありますけれども、それは当然横ばいとか下がっていくというのは誰が考えても分かることです。

たまたま決算ということを迎えたものですから、やはりせっかく財政基盤を豊かにしよう、市民になるべく負担を軽減しようということでご努力をしていただいているわけですから、そういった意味でもう1回アクションプランということを見直しをしていただいて、目標が本当に届かないことであれば、修正をすればいいじゃないですか。そういうことも裏にはあると思うんです。目標だけの目標ではなくて、やってきても駄目であれば、それは市民の了解を得るとか、あるいは庁舎の中で検討して、やはり飛びついてできるものに変えようじゃないかという議論があっても私はいいのではないかということも含めての今議論をさせてもらっています。

ですから、アクションプランというのは、そういった意味での設定値だとすれば、平成18年度を振り返って、何が悪かったのか何がよかったのか、市税を納めていただくときに、市民の方々がこういったことをしてもらえばよかったということは、もしも考えがあるとすれ

ば、やはり表に出て行って、それを促して、徴収に協力してもらうということがあって、納めていただいたならば、例えば今回であれば18億円という実質収支がありましたよ。これは皆さんのご協力のおかげです。だから、基金も繰り入れますよという途中で補正を組んでもいいじゃないですか。そういったことの財政基盤をしっかりとって、なるべく起債の充当率を下げるという努力もしていただきたいなと思ったので、そんな議論を今させてもらっていることですが、その点はいかがでしょう。

特に人件費の歳出の部分ですけれども、非常にありがたいことです。それだけ時間外手当が半分ぐらいに削減できたというのは、市の職員の方々、幹部の方々の指導力と、それに対して職員の方々がそれを守って、何とか時間内で終わりにしようという、その結果の表れが平成18年度にこういうふうに出てきています。本当にこういったことについては、よくやっていただいたなというふうに思っています。

ただ、残念ながら、期末手当、勤勉手当につきましては減額でございますけれども、生活に大変影響がありますが、人事院とか、人事委員会とか、市長が自ら減額したとかという、そんな影響もあって、こういった形になっていきますけれども、本当に申し訳ないと思っています。

ですから、本当に財政というのは、市民の方々にご協力いただいて、上げるものは上げていただいて、使うものは最小限に抑えるということがいかに大切かということをお互いに認識をしなければいけないのではないかなというふうに特に平成18年度については感じる一人でございます。

時間外手当につきましては、人数はさほど減っていないけれども、合併を過ぎたので、時間外がもとに戻ってきたのかなというような説明がありましたけれども、了解いたしました。ぜひ時間外については、時間内で終わるようにするのが一番いいわけですがけれども、場合によっては、部署については、どうしても切り離せないという時間外がありますけれども、そういったところについては人事をしているわけですから、今まで培ってきた方がもしも協力できれば、そういった方にも協力していただいて、なるべく時間外を少なくするようにぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。この件については答弁は結構です。

補助金関係の委員会の設置ですが、予定どおりにいかなかったということですが、今後はどうしようとしているのでしょうか。やはり財政当局、あるいは旗を振るところがなければいけませんので、そういった意味では予定を組んでありますから、立て直しというのが必要かと思いますが、直接予算には関係ありませんけれども、予算を作る、構築して、その中で

歳出をしていくということを考えれば、補助金のあり方については当然検討していかなければいけないというふうに思いますけれども、その点についてアクションプランでの予定を組んだけれども、できていないということについて、ご答弁をいただきたいと思います。今後のあり方です。

歳出の方ですが、20ページの企画課長がご説明をいただきました。10年後には6億円の削減が見込まれるという電算システムの関係ですが、どうなんでしょうか、私たち議員が把握するのに、数値の中ではソフト面というのはなかなか見れないですね。しかし、今後はやはり見えないものを数値化していくということがいかに大事かということを平成18年度の決算の中でぜひ考えていただきたいと思いますと思うんです。

というのは、電算システムというのは、民間で考えれば、当然電算システムが例えば1人1個お預かりしたと。その時にはまずソフト面で改善が必要であれば、使いやすいように改善していく。それには処理が必要ですから、処理に例えば税の関係の内部的にシステムとしてやらなければいけない仕事、外部から市民の方が来て、いろいろな手続きをするのにやらなければいけない仕事、いろいろあると思うんですけれども、やはり電算システムを導入すると、当然人は減るんですよ。減らなければ意味がありません。

したがって、現在電算システムによるコンピュータシステムの中で職員の方々が全員持っているんでしょうか。特に窓口は全員対応というふうになりますけれども、本来それによって、必要最小限の人数で効率を上げるというのが電算システムの本来のあり方だと思いますけれども、それによって平成18年度については、各種証明書の発行が今までよりも変わったと。要は1人でこれだけできましたといったら、システムによって時間が短縮できれば、人は当然減るんじゃないですか。その点の把握はどのようにされていますか。

26ページの総務課長からご答弁いただきました内容で、よく分かるんですけれども、該当する方々については、そういった意味では周知ができたと思います。しかし、例えば今、子ども110番というのが張ってございますよね、協力していただける家に張ってあります。その方はブザーというのは知っているんでしょうか。このブザーが鳴った時には、子どもが鳴らしているんだよということは周知しているんでしょうか。一般の市民が防犯ブザーというのは持っていることは知っているけれども、どういった音がして、どういった時に鳴ったら、防犯ブザーを鳴らしているよという把握ができるか心配だったものですから、今回伺ったわけです。

そういった意味で児童の安全強化が本当に図られたのだろうかといったときには、持って

いる人は分かる、指導する人も分かります、それはごく一部ですよ。しかし、市民の方が
多いわけですから、各家庭に飛び込む前にブザーが鳴った時に、防犯的に警告しているんだ
よということが分からなければ、子どもたちは大変ですよ。

そういった意味でお伺いしたもので、その点について、今後は例えば集会とか、市長が呼
ばれるとか、あるいは大きな何かの大会があるといったときに、できればその時にこれが防
犯ブザーです、市民の皆さん協力してくださいよという啓蒙活動ができればいいなという、
場所が合っているか合っていないかは、いいか悪いかは別です。要はそういった啓蒙啓発も
できるのではないかなということで今ご提案申し上げました。

広く市民の方に子どもが健やかな成長の中で防犯ということの位置づけを持っているので、
こういったことになったら頼みますよということは口では言うけれども、これなんですと物
で見せるようにできないかなと今回思ったものですから、その点現在考えていること、でき
ることはどのように考えられるかどうか、ちょっと小さいんですけども、総務課長、よか
ったらご答弁いただきたいと思います。

防犯灯につきましては分かりました。ある区では、自分たちの区について、どこどこに自
分たちの設置したもの、いただいたものも管理をしている区もございます。そういった意味
で、できれば自分たちが補助をいただくということからすれば、管理はどうなっていますか
と逆に聞いてもらってもいいのではないですか。そういう相互の情報交換ということもしな
がら、行政でも持っているし、そのミニ版を地域で持っているということをお互いに共通理
解を持って運営したらもっといいのかなと思ったものですから、質問させてもらいました。
ご意見があれば、ひとつお願いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） アクションプランの徴収率の関係ですけれども、先ほど現年度分で
0.46%対前年で増加しましたけれども、個人市民税と軽自動車税が現年度分の徴収率が落ち
てしまった。ただ、法人市民税と固定資産税、都市計画税は上がったと。また、国民健康保
険税についても上昇したと。個人市民税と国民健康保険税ですけれども、両方課税されてい
ますと、どうしても医療機関にかかるということで、国民健康保険税の方を優先したくなる。

また、私の方でも滞納繰越分が国民健康保険税を含めて25億円ありますので、その辺の滞
納分も徴収しなければいけないということで、滞納繰越分を徴収している人の現年課税分も
かかってくる方についてはかなり厳しいということで、新規に現年課税分で滞納しそうな部

分について全力を挙げていきたいと。なるべく現年課税分の徴収を強化しないと、翌年度の滞納繰越分が増加してしまうということで、千葉県滞納整理推進機構も今年度から３年間やりますので、その辺で全力を挙げて徴収に取り組んでいきたいと。今の時点ではアクションプランの見直しは考えておりません。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 補助金の見直しの件でございますけれども、検討委員会の設置をどうするんだということでございますけれども、検討委員会がなくても、できるものはやるという方針では毎年予算編成には臨みたいと思います。ただ、検討委員会についても本当に必要かというものを含めまして、これからまた検討させていただければなということで考えております。

○委員長（高木武雄） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 電算システムの運用に関しまして、ソフト面での数値、効率化、その辺のご質問なんですけれども、再度ご説明申し上げますが、住民情報系というのが一つあります。これにつきましては、旧１市３町でそれぞれシステムを持っておりました。これが例えば住民記録であるとか、印鑑の管理、外国人登録、国保、年金、選挙、それからずっときまして老人の医療、健康管理、そういった税関係も全部あります。そういったものはそれぞれの旧市町でも運用しておりました。これを統一して、一つのサーバー管理して、実際には光ケーブルでつないでありますけれども、それで各支所でもそれぞれ税、住基、そういったものを運用しています。そういったところにも必ず人が張り付きますので、それらはやはりなかなか人的には減らすことはできない。

ただ、機器の性能によりまして、時間的には短縮することができるのかな。今、例えば一つの例を申し上げれば、都市計画の絡みでGISをやりますと、それが電算化になります。例えば都市計画の証明は、10分かかっていたものを、それを導入することによって、5分で出しましょうというような目標を持っている。それは基本計画にもきちんと載せていっている。新たなシステムを入れた時に、どれだけ時間短縮ができるかということだと思います。

実際には合併いたしまして、内部情報系というのを一つ入れました。これによりまして、職員の業務処理量、もともとコンピュータというのは、大量に一つのものを処理するのに適しているものですから、個別のものを一つずつ処理した時には、やはり時間がそれなりにかかってしまうんですけれども、大量処理をした時には、その時間効果というのは物すごく大きなものがあると。手処理でやっていたものが簡単に出来る。例えばはがきを出す時に、従

来手書きだったものが印刷でばっと一時に出る。そういった時間効果というのは十分あります。先ほど残業の減というのもありましたけれども、やはりそういったところも若干の反映はあるのではないかと、そのように考えております。あと、市民が使いやすいようにということで、当然それはあります。

ですので、これから千葉県全体で考えているところなんですけれども、例えば電子申請システムというのを今後平成20年度に向けて入れていきます。そういったときに市民がわざわざ窓口に来なくても、一たん予約をして、それで受け取れる、もしくはそれだけで済むというものも考えられる。そういった便利さというのが今後増えていくんだらう。そうしたときに職員が作業する時間が徐々に減っていくということだと思います。

ですから、数値化して、お示しするというのは、やはりなかなかちょっと難しいところがあるかと思います。従来電算システムというのは相当高度な形でそれぞれが実施してきておりましたので、それが基本的には新しい市になっても、移行しただけというのが一つあります。ただ、新しいシステムを入れていくことによって、時間を短縮していけるという、その辺をご理解いただきたいと思います。

それと、冒頭で6億円という話があったんですけれども、これは10年間の延べで6億円ぐらいの費用が削減できるのではないかとということでお話し申し上げましたので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まず、防犯ブザーのPRについてお答えいたします。

私自体が以前家にありまして、引っこ抜いて、大きな音で驚いた経験がありますので、あまり意識はなかったんですけれども、確かに周りの方のPRというのも大事なことだろうと思います。

この26ページに載っております中で防犯パトロール車を昨年度買いました。実は市内に150人以上の防犯指導員という方がいらっしゃって、週に2回、夕方3時から5時くらい、子どもたちの下校時を中心に2人1組で防犯パトロールを実施していただいております。この車を使って回っていただいているんですけれども、年に一回講習会というのをやっておりますから、そのような機会をとらえて、そのような方によく知っていただければ効果が高くなるかなというふうに考えております。あと、やはり110番の家の方にも知っていただければいいなと今は考えております。

それから、防犯灯の関係でございますけれども、先ほどもちょっとご説明しましたけれど

も、補助金の時に私の方で持っている資料と区長と相談しながら、確認しながらやっておりますので、ある程度連携はとれているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 市税の関係ですけれども、ご努力いただいていることはよく分かります。

目標については変えないということでございますので、飛びはねて届くものだなという判断をしていますけれども、目標を立ててありますから、それについては大変な部分はありますけれども、それには市民の協力がなければいけませんので、そういった啓蒙も必要ですし、場合によっては、今、総務関係ですけれども、保育所の保育料とか、あるいは住宅の家賃だとか、それぞれ滞納者が多いわけですね。

払えない方については、本当に誰が見てもということであれば、いろいろな措置があるでしょうけれども、やはり払えるのに払わないという方については厳しく対応していただかないと、恐らく税務課では分かっていると思うんですが、年間に何百万円も納めていただいている方々、要は分類してもらおうと分かるんですよ。何百万円以上納めている層があります。層別にあって、どこのところが一番納めていないのか、分析すれば当然分かってくるわけです。どういった方が納めていないか。納めている方は文句を言わないと思います。要は有効に使ってください。でも、監視はしたいなと、監視をしてもどうかなという思いの中で、何とかいい形で健全財政をやってくださいよというのが税金を納めている人の考えだと思うんです。

ですから、決算を迎えるたびにいつも思っていたきたいことは、そういった意味で納めたくても納められない人と納めないという人がいるとすれば、それは厳しく市民の皆さんに知らしめるということがいかに大事か。裏を返せば、税務課長だけが旗を振るのではなくて、ほかの課長も関係する所はもちろんですけれども、関係する職員の方に叱咤激励するのはいいんですが、やはり何かあったら言ってこいという責任を持てるような体制を含めていかないと、職員の方はきっとびびっちゃうんですね。ですから、そういった状態も作っていただきながら、広報を通じてぜひ納めてもらいたいということも含めての広報活動、いろいろな意味でいろいろなことをしながら、税の徴収に当たっていただき、滞納者が増えないような状況もぜひこの際作っていただきたいなというふうに思います。

あと、補助金の委員会の設置ですけれども、課長が言われるとおりです。私はたまたま委員会の設置ということが書いてあったために発言しただけです。ですから、なければ、発言

しません。しかし、なくてもいいんですよということがあるとすれば、必要ありませんということの方を方向を変えないと、委員会の設置についてはそのまま残ってしまい、なぜやらないんだとなりますから、どこかで手を挙げて、この件についてはこういうことだからやりませんということで、いつかどこかで発言していただくと、修正がきくのではないですかという思いがあったものですから、お話をさせてもらいました。

ただ、補助金というのは、もう補助を出さなくてもいいよという団体もあるでしょう。そういうことはあるということを入れていただいて、委員会があろうがなかろうが、そういう検討をしながら、次の年度を迎える。終わったら、よかったのか悪かったのか。本当に報告書がよく整理されているのかどうかをチェックしながら、検証して、次のステップにさせていただくということが大切だということを含めて、議論をさせてもらいました。その辺よろしくをお願いします。答弁は結構です。

- 委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため、午後１時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑がありましたらお願いします。

佐久間委員。

- 委員（佐久間茂樹） すみません、午前中に終わらさなくて申し訳ありませんでした。

最初に、歳出の方でちょっと同僚議員から言われているので、85ページの13委託料、児童交通安全街頭指導委託料ということなんですけれども、当初185万円ぐらいの予算だったのかなと思うんですが、1,170万円ということを出ているようです。これをいつどこで誰が何人、何のためにどうしてどのようにというような、かなりしっかりと聞いてくれという話です。そのように答弁をお願いしたいと思います。歳出の方はそれでお願いします。

それで、歳入の方なんですけれども、約18億円の不用額が出たという中で、税収の方も上がっているところ等幾つかあるのかなと思うんですが、まず市民税で4億1,000万円ですか、

増になっています。いろいろあるんでしょうけれども、最初に予算の時の調定額が特に現年課税なんですけれども、かなり増えているんですね。現年課税分で個人の方が約9%くらい、法人の方が20%近く増えていると思います。増えるということはいいことなので、徴収率が上がれば、もっと税収は増えてくるんでしょうけれども、その辺のご説明。固定資産税も増えています。景気がよくなったのかなという面もあるのかもしれません。

それから、25ページの負担金で保育所運営費負担金過年度分280万3,450円というのは、予算書になかったかなという気がするんですけども、それと不納欠損35万円、金額の大小は別として、これがどんなものなのかなと。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員、それは民生費ですから、この次の民生費をお願いします。
- 委員（佐久間茂樹） 分かりました、すみませんです。

では、それで結構です。すみません、よろしくお願いします。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、市税の調定等についてお答えします。

まず、市民税の個人の現年課税分でございますけれども、これにつきましては、まず定率減税の改正による増がありました。また、給与所得者の所得増により、増となったことでございます。それから、固定資産税につきましては、新增築家屋の増によるものが主なものでございます。それから、法人の現年課税分につきましては、製造業を中心に業績が伸びたための増ということでございます。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。
- 総務課長（高埜英俊） それでは、85ページ、交通安全対策費のうちの児童交通安全街頭指導委託料についてお答えいたします。

これは朝の登校時の交通安全指導をシルバー人材センターに委託しているものでございます。旧旭地区の七つの小学校で午前7時から8時まで週3日行っております。4月から3月まで、8月はありませんけれども、それから月によっては休日がありますので、変わりますけれども、週3日、だいたい^{ひとつき}一月に延べ15人から16人、トータルで168人の方をお願いいたしまして、時間数といたしまして1年間で1,590時間分の委託をしているものでございます。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員。
- 委員（佐久間茂樹） 先に調定額の方なんですけれども、予算段階ではその辺の見通しが立

っていなかったということですか。

それと、85ページの方なんですけれども、今、旧旭7校とおっしゃいましたけれども、そのほかの学校ではやっていないんですね。

- 委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 旧旭地区の7小学校だけでございます。これは合併前からそのようにしておりましたので、そのまま引き継いでいるということでございます。

- 委員長（高木武雄） 税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 税制改正の関係と予算編成時の時間の問題がありまして、予算編成は秋口から早く始まるということで、少し見通しが見込めなかった点はあったかなと思います。

- 委員長（高木武雄） ほかにございませんか。

景山委員。

- 委員（景山岩三郎） 説明資料の19ページ、市長が医療福祉・食・交流の郷づくりをハイトップで進めておりますが、この説明項目の中で補助金の中でどのようなことがやられるかどうか、ちょっとご説明をお願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 説明資料の19ページ、補助金がございまして。この中で医療福祉・食・交流の郷づくり事業の補助金が設定してございます。この補助金なんですけれども、大きく三つの事業で構成されております。一つは幽学の里をいたしました米づくり事業、これは都会との交流。それから、ここの中に実は中学生の提案事業、これも入っております。これは元気な市町村づくりの補助金の絡みがありまして、ここに入っております。それと、都会とのスポーツ交流事業がございまして。金額をそれぞれ申し上げますと、幽学の里の米づくり事業で248万円、中学生の提案事業で200万円、スポーツ交流事業で約15万円と。

これは実行委員会を組織しておりまして、八石整理学会、ちばみどり農協、うなかみの大地、市の教育委員会、千葉大学、副市長等が入って、実行委員会を組織しております。特にこの事業につきましては、目出し事業というところもありまして、それ以外の医療福祉・食につきましては、それぞれの当然農水産課であるとか、保健福祉であるとか、そういう所でそれぞれが事業を持っている。特に交流につきましては、ここで大きく取り扱ってやって

いる、そのような状況でございます。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） すみません、課長、座って申し訳ありませんけれども、旭市にあれだけのすばらしい大きな病院があって、医療と福祉、これはどういうふうに見えるところがありますか。

○委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） これは事業名として医療福祉・食・交流という三つの3郷構想の事業名になっております。ただ、特にここでは交流がメインで、事業を組んである。医療福祉というところがどうなっているかということでございます。それにつきましては、実際には中央病院は独立採算の中で中央病院の充実というような形で総合計画の中にも盛り込まれております。総合計画の中で三つの郷というのを説明しておりまして、それぞれができることを実施していく。健康管理であれば健康、福祉であれば福祉、それぞれの予算組みで既に実施してあるものについては、実績のあるそれぞれの款のところで予算組みをして、市長の目指す医療福祉の郷づくりをしていこうというところで、これは本当の目出しで、まだどこが担当するか分からないなというところだけここに盛り込んであるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（高木武雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） よく分かりました。この事業は市長が頑張っているもので、ひとつこれからも頑張ってください。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高木武雄） それでは、特にないので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

それでは、1款議会費と2款総務費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時25分

○委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、3款民生費と4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、民生費の方の関係でご説明を申し上げます。

なお、説明の資料といたしまして、決算に関する説明資料ということで、別冊の説明資料によりまして説明させていただきたいと思います。

まず、29ページでございますけれども、社会福祉施設運営事業関係という事業名でございますが、決算書で申し上げますと109ページの備考の7、10、11の部分でございます。

その中で、まずあさひ健康福祉センターの運営事業ということで、これは指定管理者によりまして管理を委託した内容でございます。財団法人旭市福祉協会の方へ管理を委託しているものでございます。それで、福祉センターの方の年間の利用日数で申し上げますと308日で、利用者数が1万8,013人ということで、1日当たり約60人弱のお客様がお見えになっていらっしゃいます。

それから、海上ふれあいサポートセンター運営事業ということで、これは社会福祉法人の旭市社会福祉協議会の方へ委託をお願いしているものでございまして、元海上町役場の所にございます施設でございます。それで、この年間の開館日数が245日、利用者数は2,488人ということで、ここではだいたい1日10名強の利用ということでございます。

それから、飯岡福祉センターでございますが、これもふれあいサポートセンターと同じように福祉協議会の方へ委託をお願いしております。それで、この開館日数が294日、利用者数が2万1,069人ということで、72名ほどの1日当たりのご利用をいただいている、そういう施設を今回平成18年度から指定管理者によりまして管理を委託したものでございます。

それから、続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。これは障害者自立支援法によりまして、介護給付を行ったものでございまして、障害者の給付事業関係ということで載せさせていただいております。決算書につきましては119ページ、備考欄でいきますと25、26、27、これらの事業がここに掲載してございます。

まず、この事業そのものが昨年障害者自立支援法の施行によりまして変わってきたものでございまして、これは平成18年4月から2月までの11か月分の支出内容ということでございます。

まず、障害者のホームヘルプという事業の中におきましては、ここにございますように居宅介護と外出介護ということで、それぞれ障害種別にこういう利用をいただいております。それから、次に障害者のデイサービス給付事業ということで、障害児も含めまして、これらの人数の方がご利用なさっております。それから、次が障害者のショートステイでございますが、これも障害児を含めまして、こういうご利用ということで、全体で6,141万3,000円の決算ということでございます。

平成18年3月分の旧制度によります介護サービスにつきましてはどうなっているのかということで申し上げますと、31ページにお戻りをお願いしたいと思います。

その中でこの四角い真ん中の表の中にございますように、それぞれホームヘルプ事業とデイサービス事業、ショートステイ事業、これらが掲載されておりまして、この上段三つが3月分の介護給付の関係のサービスということでございます。

それから、同じく31ページの下段二つの障害者の施設訓練支援事業、知的障害者のグループホーム支援事業、これらにつきましては1年分の事業費を掲載させていただいてあるところでございます。

これらは国・県支出金そのものにつきまして、国の負担分が2分の1、県の負担分が4分の1という中で実施させていただいております。それで、これらの歳入につきましては、29ページの国庫負担金、33ページからの県負担金という中で収入を受けております。

それで、たまたま平成18年にこれらの制度改正がございまして、対前年と比較してみてもどうかというような、そういう数字が比較できない部分もございまして、それらの動向を見るために、平成17年度と18年度の^{ひとつき}一月あたりに換算をして、どういう状況になっているのかということを試算させていただきました。

その関係で申し上げますと、確かに今ご説明を申し上げました介護サービス、ホームヘルプ事業ですとか、デイサービス事業、ショートステイ事業、これらにつきましては新制度によりまして、1割負担が義務付けられておりますので、利用者の方々からのそういう負担金ということもございまして、確かに給付費そのものについては減額になっております。しかしながら、障害者自立支援法の中では生活介護就労支援ですとか、そういう新たなサービスも加わっておりますので、全体的には市の持ち出しは若干増えているというような傾向がございます。

続きまして、40ページをご覧くださいと思います。

児童福祉の方の関係ですが、つどいの広場事業ということで掲載させていただいておりま

す。これにつきましては、もうご承知のように、昨年6月に本庁舎の前の建物に開設させていただきました。最近若いお母さん方の養育に関するいろいろな不安ですとか、そういうことを解消していくために交流をしていただいて、そしてまた保育士の方からもご相談にアドバイスを差し上げるというようなことで行っておりまして、6月からの利用の開館の日数で申し上げますと203日、延べ利用組数が4,223組ということで、1日21組程度の方がご利用しております。それで、これらの運営に当たりましては、臨時の保育士3名を雇いましてお願いしております。

それで、総額308万円に対しまして、国の補助金、これは定額になりますが、175万9,000円を歳入として受けております。この歳入の関係につきましては、31ページの次世代育成支援の中の公立保育所分の国庫補助金の中に収入をしております。

それから、もう一つでございますが、43ページでございますけれども、民間の私立の保育所の運営費に対します補助事業でございます。これは保育基準外の特別保育等に関します補助ということでまとめさせていただいております。決算書で申し上げますと143ページの備考の9、10、11ということでございます。

まず、その中で三つに分けてございますが、次世代育成支援対策事業ということで、これは国の補助金そのものが2分の1ということでございまして、各保育所の特性、そして創意工夫の中で特徴ある子育て支援を実施していくという事業でございますが、延長保育推進事業ということで、これは市内6か所の施設のうち、5施設で実施しております。それから、乳幼児の健康支援の一時預かり事業ということで、ここに括弧書きで病後児保育とありますが、これはつるまき保育園のみの事業でございます。それから、地域活動事業ということで、これは5施設で実施したものでございます。

それから、中段の私立保育所保育対策等促進事業という中におきましては、それぞれ事業によりまして、これは県の補助金によるところでございますけれども、2分の1から3分の2というような補助金でございまして、これは主に在宅の乳幼児を含めました子育て支援ということで実施しております。

一時保育としまして、おうめい、つるまき、2か所、それから乳児保育促進事業ということでサンライズ、そして地域子育て支援センター事業ということで、おうめい、つるまきの2か所、それからなのはな子育て応援事業ということで、これは4施設で実施しております。

そして、最後のすこやか保育支援事業ということで、これは主に環境整備をその時に実施

していくための事業でございまして、まずこの中ですこやか保育支援事業という中の乳児保育事業、これはサンライズ、つるまき、ひかりの3か所で実施しております。障害児保育ということで、おうめいで実施しております。それから、予備保育士の設置補助事業ということで、これは広原を除きます5施設で実施しております。それから、運営費補助事業、これは6施設すべてでございまして、これは児童1人当たりの単価に人数分を掛けて補助するものでございます。

そして、一番最後に干潟町中央保育園改築工事補助金ということで3,500万円載っておりますが、これは平成17年、18年の2か年事業の最終年度ということで、平成18年度分の市からの補助金を載せてございます。

そして、これらの国・県の支出金につきましては、国は2分の1、県は2分の1から3分の2というようなことで、それぞれ31ページ、37ページ等に記載をさせていただいてあるところでございます。このほかに基準に基づきます保育を6か所すべてに委託をし、お願いしております。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 保険年金課長。
- 保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課より補足説明を申し上げます。

説明資料の35ページをお開きください。

広域連合負担金でございます。

決算書では125ページになります。

まず、事業概要といたしましては、医療制度改革の推進に伴い、平成20年度から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度に切り替わり、その主体となる実施者も各市町村から県下56市町村で構成する広域連合に移ることになりました。その準備段階といたしまして、県内全市町村が加入しております千葉県後期高齢者医療広域連合準備委員会が昨年9月1日に発足いたしました。その後、本年1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合が設立され、その準備、運営にかかわる経費を県内56市町村で負担したものでございます。

事業効果といたしましては、平成20年4月の新しい制度の施行に向けての準備事務を円滑に実施することができたものでございます。負担金の内訳でございますけれども、ここに記載のとおりでございまして、負担金合計額といたしましては99万8,329円となったものでございます。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 高齢者福祉課長。
- 高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、高齢者福祉課の方から主要事業についてご説明したいと思います。資料の方ですが、同じく説明資料の方の37ページをお開きください。決算書の方につきましては129ページになります。

129ページの備考欄の7番、家族介護用品給付事業、8番の介護老人福祉手当支給事業、9番の外出支援サービス事業ということで、生活支援関係ではこの3事業を掲載させていただきました。

最初に、家族介護用品給付事業、これは紙おむつの支給事業ということになります。ここでは事業費が358万336円とありますが、実はこの紙おむつ事業の場合に、特定高齢者の場合には介護会計の方に計上させていただいています地域支援事業の中で重複してこの事業が計上されています。一般会計の方では358万円ですが、介護会計の方で663万7,821円ほどありまして、両方の会計を合わせますと1,021万8,157円というような事業になっています。

事業の内容ですが、ねたきり等、常時失禁状態の方々ということですが、非常にこの事業は利用者が増えていまして、1年間の利用者502人とあるのは介護事業と合わせての延べ人数、前年度との比較ということになりますと、9か月予算ということで比較が難しいものですから、同期比で比べたものがあります。平成18年3月末、平成17年度の最後の給付者ですね、この時は317人でした。それが平成18年度の最後の支給時、平成19年3月末、1年後の数字ですが、392人ということで、75人ほど利用者が増えているといったような事業になります。

続きまして、次の介護老人福祉手当支給事業、これにつきましては要介護4または5の方で在宅において常時ねたきりのような状態の方に対する介護人等の苦労に対して福祉手当を支給するということです。これも給付者が173人、給付額は月額1万650円なんですが、やはり利用者が増えてきていまして、平成18年度の前期では122人の支給者に対して、後期の新規申請が51名あったということで、結果的に173名の方が福祉手当の事業を利用されているということになります。

最後ですが、外出支援サービス事業が利用者が67人で2,085回、これらの事業を行っているのが生活支援事業関係です。

続きまして、次のページの38ページをお願いします。

決算書の方は131ページになります。

これは地域密着型サービス拠点等施設整備事業ということで、旭市の第3期介護保険事業

計画の方で位置付けられた地域密着型の施設整備に対しまして補助金を交付するといったようなものになります。平成18年度は下の表にありますように三つの事業が計画され、それに対して補助金を交付するという計画でした。

一番上の升の方ですが、括弧の中、事業主体、社会福祉法人愛仁会、これは恵天堂です。恵天堂の方で認知症対応型のグループホームを1ユニット整備しました。総事業費が5,897万8,500円に対しまして、全額国から750万円、これを市の予算書に組みまして、そのまま同額を恵天堂の方に支給しているものです。

二つ目の方は、事業主体が社会福祉法人旭福社会、これはやすらぎ園の方です。これは地域密着型サービスとは別になるんですが、介護予防拠点の施設整備ということで、市の方で実施する特定高齢者向けの介護予防事業を委託して、その介護予防拠点として整備してもらおうというようなものです。総事業費が4,196万8,500円に対しまして、国の方から779万5,000円、同額をやすらぎ園に補助したものです。

三つ目が社会福祉法人東風会、これは東風荘です。これは施設の方ですが、小規模特別養護老人ホーム定員16人の施設整備を行ったもので、総事業費1億3,251万円、国が2,078万7,000円、これにつきましては平成18年度は工事期間の延長により繰り越しをさせていただいています。現在完成しまして、支払い事務も平成19年度に入りまして終了しまして、もう入居の方が始まっているといったような状況です。

私の方からは以上です。

○委員長（高木武雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課の方から、まず老人保健事業関係から説明させていただきます。

決算書の方については155ページから159ページでございまして、説明資料としては44ページ、45ページをお開きいただきたいと思います。

まず、対象者ですけれども、老人保健法に基づく40歳以上を基本としております。

まず、健康教育についてですけれども、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図るものでございます。集団や個別での健康教育のほかに、基本健診の結果説明会や生活習慣病予防教室、転倒予防教室、高齢者筋力向上教室など各種健康教室を実施いたしました。参加者等利用については、表に掲載してあるとおりでございます。

次に、健康相談でございますけれども、生活習慣病の予防及び改善、その他の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行うものでございます。

その次に訪問指導でございますけれども、療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族等に対して問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るものでございます。

次に、基本健康診査でございますけれども、疾患等の危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため実施するものでございます。

肝炎ウイルス検診でございますけれども、必要に応じて保健指導を行い、医療機関での受診につなげるなど、肝炎による健康障害を回避するものでございます。

がん検診については、早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を減少させることを目的に実施しております。

それと、骨粗しょう症検診でございますけれども、自分の骨密度を知り、若いうちからカルシウムの摂取や運動等の重要性を認識し、健康づくりに役立てるものでございます。また、閉経後の女性に多いとされ、骨折や腰痛、ねたきりの原因の一つとして注目されているものでございます。

○委員長（高木武雄） 健康管理課長、お願いしますが、ここに出ていますから、全部読まなくてもいいから、重点だけお願いします。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、次に母子保健事業、説明資料45ページでございますけれども、乳幼児健診につきましても、乳幼児健康診査、1歳6か月健康診査、3歳児、2歳児、ここに書いてある事業を実施しております。乳幼児健診については、飯岡の保健センターで実施してございます。

また、医療機関での受診については、妊婦及び乳児に対して、それぞれ各2回受診できる医療券を発行してございます。

育児支援事業につきましても、各種いろいろな教室等を開催して、妊娠時に実施する母親学級等、それと育児学級では発達面で心配のある子に対して遊びを取り入れながら悩みを解決する親子遊び教室と育児の仲間づくりや情報交換することで、母親の孤立や閉じこもりを無くす子育て学級を行っております。

それと、乳幼児医療費助成事業につきましては、3歳未満の入院・通院及び3歳から就学前の入院に要した医療費に助成しております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課の方から主な事業の4点ほどを説明させていただ

きたいと思います。

ページは主な主要事業の46ページになります。決算書は167ページです。

事業名が環境衛生対策推進事業としまして、環境衛生の保全、向上を図るため、市内の散乱ごみの回収及び清掃等のほか、地域住民による側溝清掃後の汚泥回収、防疫薬剤の販売を行いました。また、ごみの分別の徹底を図り、ごみステーションの適正な管理を促すため、配布物による啓発や移動式ごみステーションの貸し付けを行ったものです。

内訳としまして、主な事業、収入としまして、その他として5万5,000円入っていますけれども、これは雑入の分で薬剤消毒料の収入でございます。内訳は、室内用が64本、室外が59本、殺鼠剤が747本の収入があったものでございます。

事業内容については、主なものを説明します。

一番上の共済費、これは臨時職員、作業員でございますけれども、当初8人いまして、3月のみ1人退職のため7人となりました。その内訳でございまして、雇用保険等の更新時の保険料が内訳として52万5,233円、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料等が事業者負担としてトータルとして287万6,269円となりました。

2番目の賃金は、臨時職員、作業員のものでございます。8名で3月のみ7名がトータルとして1,785万1,092円。

それから、印刷製本費、これはごみ収集カレンダー、各家庭に配布した2万5,000部を作ったものでございます。

真ん中ごろに委託料が書いてございます。委託料の内訳としまして、側溝泥土回収の業務委託を行っておりまして、回収量が980立米です。これは市道側溝の汚泥分です。

その下の海上沈殿槽の汚泥運搬業務委託、これは廃棄物、一般廃棄物でなくて、その他の廃棄物になりますので、富里市の方に運んだものでございます。汚泥処分の方は、処分量が176.5立米という形になります。

それから、その下の備品購入が移動式ごみステーション28基を作りまして、各地区に貸与という形でお渡ししてございます。1基についてはおおむね7万100円ほどでございます。

次に、47ページの合併処理浄化槽促進事業でございます。これは生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、個人住宅に設置する合併処理浄化槽の費用の一部を助成するものでございます。また、既存の単独浄化槽を転換する場合に対しても、通常の設置補助に上乘せして、撤去費の一部に対しても補助しております。

なお、平成18年度末までの合併処理浄化槽の基数は3,400基となっています。収入に関係

しましては、これは国・県決められていまして、3分の1、県については上乗せ分を特に設けていますので、その分が加わります。

基数については表のとおりでございまして、一番上の基数、5人槽が88基、7人槽が16基、10人槽が1基ということで、105基、補助単価は24万円という形になります。真ん中の転換のものでございますけれども、計19基あります。一番下のやはり同じく転換の分、これは県単分ですけれども、これも同じ数で、18万円が上乗せされています。

次に、主な主要事業の48ページ、決算書は169ページの備考欄6になりますけれども、これは例年やっておりますきれいな旭をつくる会の主な事業を載せてございます。金額だけ概略説明させてください。ゴミゼロ運動に、これは毎年春、秋、あと海岸清掃等行っていますけれども、おおむね66万8,000円。花いっぱい運動、これは各公共施設に2種類の花を植えるものですけれども、69万1,000円。あとボランティア活動補助、環境美化モデル地区助成という形で補助金を出しております。あと、ごみ捨て看板の設置、環境衛生大会という形でございます。

最後に、49ページの不法投棄防止活動事業、決算書は169から171ページになります。

市内に不法投棄された廃棄物を防ぐため、不法投棄監視員の監視やパトロールをし、防止活動を行っております。また、不法投棄された廃棄物、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等のリサイクル品やタイヤ、廃油等の処理を行いました。

収入については、県補助でございまして、不法投棄監視員事業、不法投棄防止対策事業に対しておおむね約36%の補助をいただいております。

主な事業の内訳ですけれども、報償費として、廃棄物不法投棄監視員26名、環境保全団体20団体に194万円ほど支出しております。

あと、通信運搬費につきましては、不法投棄監視システム、監視カメラを付けておりますので、その電話代。

手数料としては不法投棄家電、自動車リサイクル料、これはうちの方で不法投棄されたものを破棄したものでございます。内訳としましては、エアコンが2台、テレビ42台、冷蔵庫28台、洗濯機25台、放置自動車2台という内訳になっています。

委託料としましては、不法投棄防止パトロールということでシルバー人材センターの方に委託しております。

あと、賃借料としては、先ほどの監視カメラの賃借料ということで、保守点検等を行っております。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費と4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いします。

その前に、説明をお願いします課長をお願いします。答弁は明確に簡便にお願いします。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 1点だけちょっと聞きたいと思いますけれども、説明資料の42ページ、決算書では141ページですか、一時保育ということで、一時保育はこの概要にも出ていますけれども、かなり少子化の問題、いろいろな問題で貢献をしていると思いますけれども、一時保育の利用の収入が延べ2,328人で398万円ということになっておりますけれども、これは1人当たりにしてどのくらいなのか、計算すれば分かるんですけれども、それと状況によっては変わらないのか、全部一括同じなのか、それとも時間によって多少違うのか、そういった部分も分かっていたらお聞かせいただきたいと思います。

ただ、このことはせっかく一時保育ということがあるわけでありまして、家庭的にもかなりいろいろな支障を来した突発的なもので頼む場合もかなりあると思いますので、その辺はあまり収入がどのくらいなのか、時間当たり幾らなのか分かりませんが、そのところの緩和措置とか、いろいろな部分を考えていかなければという部分がありますけれども、その点お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず利用料金のご回答からさせていただきますと、3歳児未満につきましては1時間300円、それから3歳児以上は1時間200円と、それに食事代も3歳児未満の場合には1食300円、以上の場合に250円ということで、時間当たり、1食当たりという、そういう利用の利用料金をちょうだいしております。

それで、ここに一時保育として5保育所の説明をしてございますが、まず中央第三保育所につきましては、だいたい月で申し上げますと35人以上のご利用がなされております。それから、干潟保育所でいきますと、だいたい月に15人前後になるかと思います。それから、飯岡中央保育所と塙保育所につきましては、一時保育を実施しておりますけれども、月当たり直しますと1人から2人、その程度の利用ということで、三川保育所につきましては5人前後の利用をいただいております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 全体から言えば、さほど多い人数ではないというようなことでありますけれども、かなりこの部分は父兄にとって重要な部分があるかと思います。その中で私立ではやっているような感じの病後児保育とか、病児保育、その辺は公立の保育所の中で一時保育的な部分で見るということはできないものかどうか。

私立にしても、看護師や医師はいないわけでありまして、それが病後児の保育をできるということは、公共的な保育所でもできないことはないと思いますけれども、そういった部分で今、若いお母さん方、みんな両方とも共稼ぎで勤めているのが多いわけでありまして、そういった部分もこれから考えていかなければいけないのかなと思いますけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 病児保育となりますと、なかなか医師の確保がございますので、その辺は難しい部分がございますが、病後児の一時預かり的な保育につきましては、今、委員おっしゃられましたように、民間のつまき保育所の方で実施しております。それで、今回干潟保育所が指定管理者によりまして、民間委託という形になるわけですが、公立の保育所という中でも病後児保育につきましては一時的にお預かりしていただけるような契約に持っていきたいなということで、これから協定書の内容を詰めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） ぜひ干潟保育所の指定管理者になる方にはお願いしていただきたいものであります。

それと同時に一時保育で保育士の方が過重労働といいましょうか、時間外になるわけでありまして、その辺の手当という部分についてはどんなような状況になっているのか、あればお聞きしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） もちろん正規の保育士が当たる場合はあるんですが、そういう部分での人件費につきましては、一時保育、別枠で臨時保育士を雇いまして、その中で対応

するという状況になっております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 歳入と歳出、若干お伺いをいたします。

歳入関係で予算書の25ページ、民生費負担金の773万9,850円の収入未済額につきまして、
どういう状況か、概略説明がありましたけれども、これらに対する対応を含めてお願いいた
したいのと、それから、29ページに移りますが、衛生手数料の28万7,500円の塵芥処理手
料の内容につきましてご説明をいただきたいと思います。

それから、歳入の最後ですが、49ページ、雑入の関係で過年度収入の収入未済額12万円に
ついてご説明をお願いしたいのが歳入の関係です。

歳出の関係では、決算に関する説明資料の中からご質疑を申し上げたいと思います。

まず、29ページ、社会福祉施設の運営事業ということで、事業概要、3件の事業が載って
ございます。これは新たに導入されました指定管理者への事業ということで事業が載って
ございます。これを行った経過につきましては、本会議等で説明があったわけですが、この事
業の事業費というものが計上されております。

当初どういうことが事業費として組んであって、平成18年度決算を見たわけですが、目的
は今回本会議等でいろいろ議論させてもらいましたけれども、あくまでも指定管理者につい
ては、財政運営について効率的な運営ということの状況から指定管理者制度に移行してい
くというのが趣旨だと思います。そういった意味で平成18年度を迎えまして、この三つの事
業というものは、これまでどのような事業形態であって、それがどの程度運営事業とし
てかかっている、それを削減するために事業をお願いしたということがあったと思います。
そういった意味で平成18年度についてはどういう効果があったのかどうか、この点含めてお
願いしたいと思います。それぞれの事業です。これが第1点目です。

次に、38ページ、地域密着型のサービス拠点等施設整備事業、これはそれぞれご説明をい
ただきましたが、事業内容のうち一番下の平成19年度への繰り越しということで事業費が
繰り越されている内容につきまして、内容的には平成19年度については完成して、入居が開
始されたという東風荘の関係でございますが、こういった事由によって遅れて、平成19年度
に持ち越されたのかどうか、この辺の経過を踏まえてご説明をいただきたいと思います。

次に、44ページ、老人保健事業の関係でございます。事業の概要として、内容が掲載され
ております。昨年も議論したと思いますが、この事業を行って、事業効果としては、健康の

保持と生活習慣病の予防及び早期発見に努め、適切な保健指導により、健康づくりの意識の高揚が図られたというふうに結ばれております。それでは、早期発見に努めということがあるとすれば、これは事業を行ったというだけしか載っておりません。予防について行ったとすれば、どういう効果が表れたということで、数値的にお示しをいただかないと、効果の内容が分かりません。

平成17年度の指摘としては、がん検診を行った方々がそれぞれ何千人おりました、発見があったのかないか、発見によってその人はどうなったのかどうかというようなことをたしか指摘したと思います。したがって、事業を行ったことで、こういう方々が何人受けられて、発見したことによって、よかったなというようなことがあったのかなかったのか、追跡調査をやはりしなければいけないと思うんですが、その点、平成18年度を締めるに当たって、その辺の早期発見というものはどのような状況だったのかお示しをいただきたいと思います。

45ページですが、母子保健事業の関係です。乳幼児の健康診査の事業、育児支援事業を行って、それぞれ子どもが健やかに母子健康対策ということで推進を進めてきたということは人数的には分かります。

それでは、母子の方々が旭市で母子手帳を受け取っている方が何人いて、平成18年度はそのうちそれぞれ年齢別に何人受けて、それでその方々が事業として参加をしてよかったなと、さあ平成19年度はどうしようかなという対策に結び付いていくと思うんですが、その辺のことが載ってございません。

要は母子手帳を持っている方々が全部受ければ本当はいいでしょうけれども、自発的に来てくれる方々がここに集まっているのではないかなというふうに思っております。したがって、啓蒙啓発をすると同時に、ぜひ来てくださいよということが増えなければ、この事業というものは進展していかないというふうに思うわけであります。そういった意味で平成18年度についてはその点がどのような決算を迎えたのかどうかお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 歳入の方の29ページ、収入未済額の関係でございます。決算書の29ページです。衛生手数料の収入未済額28万7,500円の関係でございます。未収額が3件ござ

いました。

そのうち1件が金額的には7万5,000円なんですけれども、出納閉鎖後ですが、今年の6月4日に入金しております。

あと2件の関係でございます。16万円と5万2,500円、16万円につきましては平成13年度に会社が倒産して、取れない状況です。もう1件の5万2,500円については、ごみ袋の販売手数料の収入の関係なんですけれども、5万2,500円については、販売店の廃業によって、一部分割納付で納めていただいております。会社倒産による16万円については、担当課としましては、今年度中に不納欠損、会社が倒産していますので、取れませんので、そのような形にしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 2番目の質問の歳入の49ページの一番下の方でございまして、過年度収入で12万円の収入未済と。これは実は一番下の放課後児童健全育成事業の関係でございまして、この後、学校教育課がまいりました時に説明するようにこちらから申し付けますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（高木武雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、決算書の25ページの部分から申し上げますと、まず収入未済で773万9,000円ございますが、これは平成17年、18年の保育料そのものの滞納の合計額がここに掲載されておりまして、平成17年分の過年度分としましては450万円ございました。それから、残り314万円が平成18年度分の収入未済額ということでございます。

それで、これらの関係につきまして、ここで不納欠損で35万円を処分させていただいてあるわけですが、これは本会議の中でも一般質問でございましたけれども、たまたま破産宣告を受けた方がいらっしゃいまして、その方の保育料を滞納していた分が具体的に申し上げますと、平成12年3月から平成13年3月、1年間の保育料が免責ということで不納欠損という処理をさせていただきました。

それから、歳出の方の109ページ、指定管理の関係で3施設ご質問がございましたけれども、まず平成17年度までは市が施設管理をやっていたわけですが、制度的に指定管理の方が平成16年に法律そのものができまして、平成17年から本来指定管理による管理委託ということで取り組まなければならなかった状況なんです、たまたま平成17年に合併というようなこともございまして、合併後に指定管理者制度によって、それらの施設は指定管理に移行す

るということになったわけです。

それで、実際のところ、あさひ健康福祉センターにつきましても、海上ふれあいサポートセンター、飯岡の福祉センターにつきましても、採算ベースにのれるような施設であれば、広く公募等を行いまして、指定管理者の申し込みを行うべきところなんですが、なかなかそういう採算ベースにのれる施設ではございませんでしたので、福祉協会並びに福祉協議会の方で制度的に指定管理者制度による委託をせざるを得なかったというのが実態だろうと思います。

それで、とは申しますものの、委員おっしゃられますように、行政効果を上げるため、コストの削減をするために、そういうような制度があるわけでございますけれども、実際にその制度によって、どれだけコスト削減ができたのかということにつきましては、これはほとんど市が管理していた状況と変わりないような状況になっております。それで、それらの指定管理料の中には、もちろんそれぞれ施設に臨時の職員等おりますので、それらの人件費、それから光熱水費、部分的な修繕費、それらを含めまして、指定管理料を決定しております。

それから、先ほどの保育料の中でちょっと私、回答漏れがございましたので、未納の対策というような部分でご説明を申し上げますと、何分にも生活が困窮しているから払えないということで、一括で納めていただけない方は、平成16年、17年、18年、ここ数年間の中でかなり出てきているのは事実でございます。それで、それらのお母さん方には、とにかくすぐ一括で全部払えないならば、分割で払ってほしいということで、直接とにかく電話、面接、そういうような中でお願いしております。それで、例えば同じ我々の課の中でやっております児童手当ですとか、そういうようなもので相殺をさせていただくような対応もとりながら、未納対策については実施をさせていただいております。

それと、もう一つは、分割の約束をいただいているわけですから、住所が変わったとしても、千葉県内というような言い方が正しいのか分かりませんが、銚子市、それから佐倉市、そういう広範囲の中へこちらから直接出向いて、保育料をちょうだいしてくるというような徴収もさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 決算書の説明資料の方の38ページをお願いします。

地域密着型の拠点等施設整備事業の中で三つ目の東風荘の事業に関して繰り越しになった理由はというお尋ねですが、この件に関しましては、平成19年3月の定例議会にて、繰越明

許ということで議会の方でご承認いただいています。

実際のところ、国からの交付決定が非常に遅かったということで、我々担当としては、県を通じて早く交付決定いただけるようにということで再三催促はしてはいたんですが、なかなかいただけないということから、議会の方の9月補正にて予算計上して、その後、交付決定を待って、事業者側に交付決定通知をしたということで、3事業ともそうです。

上の2事業につきましては、下の事業に比べて、一番目が木造であること、二つ目が施設の改修事業であること等の理由により、年度内にぎりぎり間に合ったんですが、三つ目の方につきましては新規で鉄筋構造というようなことから、どうしても3月いっぱいには事業を完了しないというようなことから、事業所の方から申し出がありまして、繰越明許ということでさせていただいたものです。

以上です。

○委員長（高木武雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、早期発見の効果ということでございますけれども、まず胃がん検診でございますが、受診者が4,432名ございました。そのうち要精検者数は500名でございます。精検受診者数が467人、そのうちがんと判明された者が11人でございます。それで、精検必要であるんですけれども、精検未受診者が33名いるんですけれども、この方については電話等で追跡でぜひ受診してくださいというようなことは勧奨してございますけれども、なかなか行ってもらえない方も32名おられたということでございます。

続きまして、大腸がん検診でございますけれども、これにつきましては5,094人受診した中で要精検者としては220名、精検受診者数が211名受けております。そのうち精検結果でがんと判明したのが7名、がんの疑いが1名でございます。未受診者9名につきましては、先ほど申し上げたとおり、受診の勧奨はしてございます。

次に、子宮がん検診でございますけれども、受診者数が4,166人、要精検者数が20名、精検受診者数も20名受けてございまして、その精検結果は、がんと判明しましたのが1名、がんの疑いが1名となっております。

次に、乳がん検診でございますけれども、4,625人受診した中で要精検者数は269名、精検受診者数が262名、精検結果としましては、がんと判明しましたのが5名、がんの疑いが1名でございます。

肺がん検診でございますけれども、これは9,805人の受診者のうち要精検者数は132名、精検受診者数が129名、精検結果として、がんとして3名、がんの疑いが5名となっております。

す。

前立腺がんでございますけれども、2,408名受診しまして、要精検者数は107名、精検受診者数が99名、精検の結果、がんと判明しましたのが27名、がんの疑いが34名でございます。

それと、母子保健手帳でございますけれども、これは590名に対して交付してございます。それと、全対象者に通知は行っております。また、教室等の希望等につきましては、広報等、また健康カレンダー等で希望を募りまして、募集を行って実施しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 詳しくありがとうございます。

歳入の関係ですが、25ページの保育所運営の関係でございます。まず、破産宣告をされた方というのが1年間免責になったということで、平成12年3月からの1年間ということですが、この1年間だけだったということで判断してよろしいのか、この方はそれ以外にはなかったのかどうか。確認ですから、簡単で結構です。

今後の対応ということで、大変ご苦労されていると思うんですが、中には分割されているという方もありますし、手当の関係で相殺していこうという方もいますけれども、全体的にどうなんですか。傾向としては、これは旭市に限ったことではなくて、全国レベルでこういう傾向にあるということは新聞等の報道で周知のとおりなんですが、要はさかのぼっていきますと、そこで押さえておけば、こっちへ来ないですよ、引きずってこない。入り口の部分でこういった指導をされたのかどうかというのがずっと来ているわけですね。

来ているものはしょうがないよということであれば、それで終わっちゃうんですが、午前中も話をさせてもらいましたけれども、払いたくても払えないという方なのか、それとも払わないということを言っているのかどうか、ここでもだいぶ違っちゃうんですね。やはり納めるべきものについては納めてもらおうという姿勢がないと、変な意味からすると、甘く見られてしまうといったら語弊がありますが、そういったことでずるずる来ていたのでは問題があるというふうに思います。

ですから、今回これについてはどういう状況なのかどうか。生ぬるいことでは徴収できないと思うんです。これは教育の関係もそうですし、市税もそうですし、やはり厳しくは厳しく、優しくは優しくとやらないと、しょうがないということがありますけれども、その点は状況はどうなんですか。

雑入の方は、また教育の関係でお知らせいただけるということでございますので、その点でよろしくお願いいたします。

歳出の関係でちょっと1点漏れていたことも含めて再度お伺いをいたします。

29ページの今、課長からご答弁をいただきましたけれども、本来は指定管理者制度というのははっきりしているわけですね。自治体として、民間に任せの方がいいだろう、それには効果がちゃんと上がるよ、だから民間を導入してやるべきではないかということで、財政の効率化ということを含めて導入したらいかがでしょうかということですが、この3事業については採算ベースではないからというお話がありましたけれども、そうしましたら、それぞれ事業費が掲げられておりますが、この事業費の内容というのはどうなんですか。どういう内容の事業費なのか、もう一度原点に返ってお伺いしたいと思います。要は人件費のみなのか、運営というのはどういった運営費を事業費として組んだのかということの基本的なことからもう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

要は人件費のみの運営であれば、その人件費はどういう方を対象にした人件費を繰り出したのかどうか。例えば市の職員がそこに行っていて、それを賄おうと思ったら、クラスによって違いますよね。課長クラスが行けば、当然金額は高いし、その辺のところでは変えられる要素があるというふうに考えられますけれども、基本的にはどうなんですか、この三つの事業費というのはどういう内容かどうか。

それから、1点漏れておりましたのでお伺いいたします。

衛生費の関係、ちょっと順不同で恐縮ですが、46ページに担当課長の方からご説明をいただきました。これを見ると、臨時職員の方を雇ったことによって、何か効果が上がったというふうにとらえられるんですけども、やらなければいけない事業というのは、製本費とか、いろいろありますけれども、これは臨時職員でなければならなかったのかどうか。いろいろなケースが考えられますよね。今いる方々で対応できないから臨時職員、あるいは臨時職員でなくても違った方法があったのかどうかという幾つかの考えに立って、平成18年度は臨時の方を採用して、それらを含めて環境衛生対策事業というものを進めてきたのかどうかという経緯についてはどうだったのでしょうか。

細々した事業の内容は別にしても、3,829万円という一般財源を繰り出してこの事業を進めたわけですが、事業効果の中には、臨時職員の雇用によって迅速な対応ができたという、こういったことが書かれてありますから、何か趣旨が臨時職員の方がいなければしょうがないよという感じにとれるんですけども、その点も含めて、経過を含めて、もう少し

詳しくお願いしたいのが質問漏れしていたものですから、お願いいたします。

38ページにつきましては分かりました。

44ページ、今、老人保健の事業関係で詳しくご説明をいただいて、ありがとうございます。ここまで把握されているわけです。そこが大事だと思うんです。ですから、確かに事業費を計上して、やりましたよということはいいいんですけれども、ここに隠されている方々が本当に早期発見してよかったなと思われることが事業として成果として上がらなければいけないと思うんです。

ですから、そういった説明も、あえて数値的に出すということは、見えるわけですから、その辺は別にしても、これをやったことによって、事業費としてはこれだけ計上できました、したがってこういった予防効果がありましたという説明をぜひしてほしいんです。そうすれば、去年よりもだいぶ増えたなど。この方々は大丈夫かなと心配を皆さんしていると思うんです。さらにその方々は受けたけれども、大丈夫だった、手術したけれども、よかったな、そういうふうと思われるような事業効果をお願いしたいんです。それでない、やった意味がなくなってしまうから、せっかく調べていただいて、追跡までされています。

ですから、そこまで十分把握されているわけですから、決算の時にはこういった事業をやりました、実は再検した結果こうであって、その方はこうでした、ちゃんと把握していますよ、したがって予防はすごく大事ですということを言っていただければ、本当にいい事業ですから、検診も高めていただくと同時に、そういったこともぜひお願いしたいと、これは要望で終わります。

45ページですけれども、590名の方が母子手帳をお持ちです。そうしますと、中身を見ると、1歳8か月云々についてはよく分かります。かなりの方が受けているというふうに理解できます。やはりこれもせっかく全員の方に通知をしているということですから、説明の中で全員に通知をして、今回こうでした。自発的に来てくれる方もありますけれども、自発的に来れなかった人も再度来てもらうように努力をしていただくということがこの中には必要かと思うので、その辺のフォローはぜひ今後ともお願いしたいと思います。これも答弁はいりません。幾つか答弁をお願いいたします。

- 委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず決算書の25ページの関係でございますけれども、免責がございまして、不納欠損させていただいたという中で、これはたまたま今まで分割で

お願いしておりましたものが1年分残っておりまして、そのほかにはございませんということでございます。

それから、まさしく現年分の保育料を滞納しないようにきちんと指導をしていけば、過年度分にそれが繰り越されるということはより少なくなってくるわけですので、そういう部分で現年度分の保育料の滞納が無いような、そういう状況をとりたいなということでお願いしているところでございます。

それで、払いたくても払えないのか、払わないのかということでございますが、これらにつきましては、所得が前年度あって、次の年、たまたま離婚等いろいろな理由によって、母子家庭になってしまうとか、そういう中で収入が不安定になってくるとかということで、次の年に今まで働いていたものが働けなくて、なかなか収入を確保できないということで、払いたくても払えないという方が結構大勢おります。

それで、中にはずるい、そういうような人も事実ございます。したがって、そういうような方については、とにかく家へ直接出向いてお願いをする、本人に何遍となく電話をかけ、また保育所に子どもを送ってきた時にもお願いする、そういうような対応をとっております。

それから、どうしても払えないという方については、先ほども申し上げましたが、分割でもお支払いいただくような、そういうことを小まめにお願いしております。また、この770万円の不納欠損の中には、海外の方へお母さんが帰ってしまって、それで払ってもらえないというような状況の保護者も何名かいらっしゃることは事実です。

それから、指定管理者の方の関係ですが、まずこの3施設につきましては、それぞれ市からも派遣職員を、3施設ではございませんが、福祉協会と社会福祉協議会の方では、市の職員も派遣しております。それらの職員の人件費につきましては、また別に補助金というような形で支出をしておりますので、この指定管理料そのものについては、従来市の一般財源の中で光熱水費はこれぐらい、それからもろもろの浄化槽から始まっているいろいろな法定の検査に対する委託料だとか、そういうようなものはこのぐらいという、今までの実績に基づいて指定管理料そのものを決定しております。

そういう中で人件費部分だけに限って申し上げますと、社会福祉協議会の方には臨時作業員として、これは1名、指定管理料の中に人件費が入っております。それから、福祉協会の方につきましては、事務員、作業員、合計4名おりますが、この人件費もこの中に含まれております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 説明資料の賃金関係の臨時職員の関係でございますけれども、経緯と効果というお話でしたけれども、経緯としましては、これは多分だいぶ古い作業員を扱っておりまして、昔の失対事業からの扱いもあるのかなと。三・四十年はこのような形でうちの方はずっと頼んでおります。

仕事の内容としては、公共機関からのごみの回収とか、そういうもろもろのものをやっております。また、一般市民からの苦情に対応するために、その苦情の解決を図るために、大きな意味ではごみが散乱しているとか、そういう時にはこの方々にお願いしてやっております。ですから、正規の職員ですと、当然ながら賃金的にも大幅に違いますし、そういう形で臨時職員という形で雇用しております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

決算書の25ページの関係、詳しくご説明をいただきましたけれども、やはりお子さんが中心ですね。本当は払うとか払わないとかということではなくて、払わなくてはいけませんよね。担当者の方は大変ですけれども、そこをしっかりと言うということがいかに大事かということは、私でなくても、きっと皆さんそうだと思いますが、担当者の方は本当に大変だと思いますけれども、入り口部分で厳しいことを言っていかれて、これは納めるべきなんだということを言っていたかないと、こういったことについてはなくならないというふうに思いますし、そういった意味では大変でございますけれども、ぜひ関係者の方々、ご努力大変ですけれども、保育所の運営に当たって、納めるべきものは納めるんだ。入り口でなくしておけば、次は無いわけですから、そういった意味で外国の方もいるでしょうけれども、はっきりと言っていて、厳しい対応をとっていただいて、気持ちの中では大変だけれども、頼むよと、お願いしますという気持ちで接触していただければと思います。

29ページの関係ですが、指定管理者制度のあるべき姿、考え方ということを考えますと、平成18年度決算に当たっては、今までの事業費をそのまま踏襲してきたのかなという感じが伝わってくるんです。そうすると、何で指定管理者制度を導入したのか、国から言われたから仕方なくこの3件についてはやってしまったのかなということしか判断できない部分が本当にあります。

ですから、今、人件費が含まれているということであれば、その辺については人事交流とか、あるいは本来あるべき姿に戻して、それぞれの事業体にはそれぞれの執行される役員とかがいるわけですから、本来そういった方々が十分議論して、指定管理者制度が導入されていれば、もっと削減するような努力というのは必要だと思います。そういうことを平成18年度の決算の説明書の中では感じました。この点は強く反省を求めたいと思います。

以上で質疑を終わります。

- 委員長（高木武雄） 議案の審査は途中でありますが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

- 委員長（高木武雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑がありましたらお願いします。

林委員。

- 委員（林 一雄） 簡単に2点だけお伺いします。

説明資料の39ページになりますけれども、出産祝金等支給事業なんですけれども、真ん中の表から出生が77名、770万円、小学校入学時に61名、305万円ですか、こういった金額になっていると思うんですけれども、旧旭市には人口が多いから、多分多いと思いますけれども、参考のために分かれば、旧旭市と旧3町分の出生は77名の内訳はどうなっているか、61名の内訳はどうなっているかをお伺いいたします。

次に、もう1点なんですけれども、決算書の145ページになりますけれども、生活保護の扶助費なんですけれども、この生活保護扶助費に生活扶助費と介護扶助費まで7扶助費がございますけれども、この人員別が分かればお伺いをしたいと思います。

それから、生活保護費で近年の数字が、生活保護を受ける方が多くなっていると思うんですけれども、その増加の様子を分かればお聞きしたいと思います。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） ただいまのご質問の出産祝金の関係につきまして、1市3町に分けて、数字を今持っておりませんので、ただいま用意させていただきます。

それから、生保の関係でございますが、決算書の145ページでございますけれども、扶助費の中で順を追って人数を申し上げますので、お願いしたいと思います。

生活扶助では269人でございます。それから、住宅扶助が155人、教育扶助が5人、医療扶助が186人、葬祭扶助が1人、施設事務費が15人、生業扶助が2人、介護扶助が29人ということでございます。

それで、委員が今おっしゃられましたように、生活保護に至る傾向というものは、ここ数年多くなっている状況がございます。それで、実際に保護率で申し上げますと、今、旭市の場合には3.7パーミルということで、県平均でいきますと、県平均が7.幾つになっているかと思っておりますけれども、そういう状況からはまだ少ないんですが、実際に高齢者の単身世帯等がやはり増えておりますので、そういう部分での生活保護に至る傾向というものは若干増加傾向にあるということでございます。

実際に今、毎月扶助費として支払っているのは、世帯で申し上げますと220前後でございます。それから、人数で申し上げますと約270前後ということで、それが少しずつ増加の傾向が見られるという状況でございます。

また、出産祝金の関係につきましては、資料が届き次第ご報告させていただきます。

- 委員長（高木武雄） 林委員。

- 委員（林 一雄） 扶助費の再質疑をさせていただきます。

今、課長がお話しになって、だんだん世帯数と人数が増えていくということになりますと、この予算がだんだん金額が大きくなるのは当然だと思うんですけども、これから先、どのくらい増えていくか分かりませんけれども、1件の月の減額の考えはこれからはなければならないと思うんですけども、その見通しについて分かれば、これからの生活保護に関して分かればお伺いしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） これは市で単独にということでもございませんので、国の基準に基づきまして、それら扶助費を決定していくものでございますので、そういう部分におきましては、市はとにかく扶助費を抑えていくといったらおかしいんですけども、生活保護に至らないような自立のための指導、それらを積極的に実施していくことに尽きるわ

けてございますけれども、実際に当該者を扶養できる人がほかにいないのかどうなのか。それから、その方が持っていらっしゃる財産的なもの、預貯金的なもの、そういうようなもの、もちろん生活保護に至る際には、きちんとそれらは調査はかけますが、そういう部分で収入の確保というようなものが本当にこれで間違いないのかどうなのか、年金を含めまして、そういう部分での調査は今後も今まで以上にしっかりやっていかなければならないということを考えております。

以上です。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

- 委員（平野忠作） 質問します。

決算書の143ページのなのはな子育て応援事業という事業がございますけれども、117万9,524円、これはどのような事業なんのでしょうか、簡単でよろしいんですけれども、お願いします。

- 委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） この事業につきましては、ただいま実施しております保育所は公立で申し上げますと、日の出ととみうら、干潟、三川、まんざい、古城、6保育所でこの事業を実施しております。それで、これは地域の異年齢児の子どもたちとの交流、それから保護者の育児相談、育児に関する講座、そういうようなものを保育所で実施しております。それから、そのほかに園庭開放ということで、園庭を開放する日をそれぞれ保育所で定めまして、地域の子どもたちが自由にお母さんなりと遊びに来れるように、そういうような事業でございます。なお、民間の保育所は、この6保育所にプラス、サンライズベビーホーム、広原保育所2か所が民間の保育所では実施しております。

以上です。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はございませんか。

佐久間委員。

- 委員（佐久間茂樹） 個々に見ると、聞きたいことが山ほどありまして、あしたまでかかってしまうのかなと。非常に難しい複雑な分野なんだろうと思うんです。ですけれども、民生費、衛生費というのは、直接市民にかかわる分野ですから、その中で不用額が合計で約6億円あるんですかね。それで、心配なのは、そういったサービス面が十分に行き届いているの

かなと。当初の予算から見て、合計で6億円くらい不用にしていると思うんですけども、予算が粗いのか、それとも手が回らなくていかなかったのか、それを心配するわけです。

二つだけ代表的なものとしてお伺いしたいんですけども、小さな話なんですけど、歳入の方だけで、歳入は多分この分野でいいんだろうと思うんですけども、さっきお伺いしようと思ったんですが、飯岡福祉センター使用料77万4,200円、小さいですけども、当初予算は35万円です。全体に施設利用料というのはみんな上がっているんですけども、値段が上がっているのではなくて、多分使用回数が増えているんだろうと思うんですけども。

それから、雑入の部分で、決算書の49ページです。1番から7番まであって、だいたいこの分野の収入なんだろうと思うんですけども、過年度収入分ということで、予算書ではたしか4番の生活保護法第73条分、2,000万円しか上がっていないのかなと。

だから、予算がちょっと粗いのかなと感じちゃうわけです。6億円の不用額を残したわけなんですけども、来年度はできるだけもう少し確実な予算にさせていただいて、もう予算は出ちゃっていますけども、予算どおりに実行できないものなのかなと、そういった心配をするわけです。歳出の方も見ていったら切りがないので、これを聞いていると、本当にあしたになっちゃうので、あしたでも終わらないかもしれないですけども、取りあえず今の、代表的に2点お伺いできればと思います。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） まず、飯岡福祉センターの使用料の収入、25ページでございますけれども、これにつきましては確かに委員おっしゃられますように、合併によって施設が周知できたというようなことも含めまして、利用される方が増えているという状況でございます。

それから、もう一つ、過年度分の収入の関係でございますけれども、これらはどうしても扶助費そのものが年度当初国も県も市もそうなんですけど、予定していた人数との兼ね合い、それからもろもろの障害の程度等との関係、そういうような部分でどうしても年度初め、当初予算の中ではそれらが確定できませんので、そういう部分で年度末に精算をした中で、次年度にその精算分が収入として入ってくるということになります。

それから、歳出の方でも、扶助費等に不用額が生ずるということにつきましては、やはり人数等との関係がありまして、その辺での実績に対する見込みがなかなかつかみづらいというようなことで、不用額が多くなってきってしまうというようなことでございます。

それから、先ほどの林委員の出産祝金の関係で申し上げますと、資料の39ページでございますが、出生が77名、そのうち旧旭市の地区が43名、それから小学校の入学祝金でございますが、61名の中で旧旭市の件数は33件ということでございます。約半分くらいになりますでしょうか、これらは旧旭市の方に支給しているという状況でございます。

以上です。

(「私の方は了解しました」の声あり)

○委員長(高木武雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(高木武雄) 特にないようですので、3款民生費と4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時30分

○委員長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各担当課長にお願いを申し上げます。補足説明、重点事業等、あるいは前年度、平年度と大きく変わったところの説明を簡便にしていきたいと思います。

それでは、5款労働費から8款土木費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長(神原房雄) それでは、商工観光課所管しております5款及び7款について補足説明をいたします。

初めに、5款労働費です。

決算書につきましては179ページから185ページになります。

労働費につきましては、勤労青少年ホーム、働く婦人の家の管理及び労働費として職業相談室の運営支援が主なものでございます。

初めに、勤労青少年ホームについて説明いたします。

決算書の181ページになります。

勤労青少年ホームにつきましては、施設の老朽化に伴いまして、平成18年9月議会で承認をいただきまして、10月1日に用途廃止の手続きを行い、12月25日に取り壊しを完了いたしました。

次に、183ページ、働く婦人の家の活動費について説明いたします。

働く婦人の家につきましては、女子労働者及び勤労家庭の主婦の一般教養及び職業、家庭生活技術の習得を目的に、各種講座や講習会を開催しております。主要講座といたしまして、講座数で32講座を開催し、回数で268回、延べ受講者につきましては3,910人となっております。これにつきましては、女性の知識の向上、社会参加の促進が図られたものでございます。

次に、183ページの一番下になります。

職業相談室の運営支援について説明したいと思います。

職業相談につきましては、従来の高年齢者パートタイマー職業相談室が廃止されまして、7月3日から旭市地域職業相談室と名称を変更しまして、業務を拡充いたしました。相談員が3名の配置で、求人情報の閲覧用のパソコンを設置したりしまして、相談体制を充実したところでございます。

相談室の利用状況を見てみますと、平成18年4月から6月までについては、従来の高年齢者パートタイマーということで1,931人、月平均では644人で行ってまいりました。7月からは変わって、平成19年3月末日までで1万680人、月平均につきましては1,187人ということになりまして、従来の倍の求職者が来庁しております。これにつきましても、利便性の向上が図られたところでございます。

以上が5款の説明でございます。

次に、7款の説明をいたします。

7款につきましては、決算書213ページから227ページになります。

その中で商工業及び観光の振興に関する主な事業について説明いたします。

決算書の215ページをお願いいたします。

初めに、商工業振興事務費の19節負担金補助及び交付金のうち主なものについて申し上げます。

商工業の総合的な発展と振興を図るためと旭市商工会への運営補助として、商工会育成補助金1,746万8,000円、次の商工会の合併記念事業補助金200万円は、商工会の合併による新商工会の事務体制の効率化と巡回相談、窓口相談の充実を図るための経費に補助したもので

ございます。

次の旭市土地開発公社運営補助金につきましては254万円ということで、公社で雇用する臨時職員1名に係る人件費相当分を補助したものでございます。

次に、商業活性化事業について申し上げます。

決算に関する説明資料63ページ、また決算書は217ページとなります。

商店街が活性化対策として実施する事業等に対し補助するものでありまして、商店街等活性化事業でイベントの補助として5団体、162万円、商店街振興事業への補助として、プレミアム付商品券発行事業、3商店街への運営費補助合わせて758万円、次の施設整備事業で4団体、一番大きなものは飯岡地区の街路灯設置事業70基、490万円、そのほか駐車場の借り上げ事業、3団体合わせて651万3,000円、それからこれは隔年で実施しておりますが、商工業後継者海外研修補助金として94万5,000円、スターライトファンタジーの開催への補助金として140万円でございます。

次に、決算に関する説明資料は64ページ、決算書では219ページ以降となります。

ここでは観光振興に関する事業をまとめて記載しております。観光客の誘致を図るため、観光資源のPRや施設整備を行うとともに、イベントなどの開催に際しまして、観光協会等の関係団体に助成したものでございます。袋公園のさくらまつり、七夕市民まつり、いいおかYOU・遊フェスティバル、サマーフェスタin矢指ヶ浦、そのほか砂の彫刻美術展の開催補助金等でございます。これによって、観光客の誘致が図られたものでございます。

次に、決算書になりますが、225ページ、飯岡刑部岬展望館の維持管理費でございます。飯岡刑部岬展望館につきましては、平成18年4月から旭市が指定管理者となりまして、千葉県との委託契約によりまして維持管理を行っているものでございます。

最後に、その下になりますが、長熊釣堀センターの管理費でございます。内容としては、施設の維持管理に関する経費が主なものでございまして、その中で227ページになります。15節の工事請負費194万2,500円につきましては、浮き桟橋改修工事並びにフェンス改修工事を実施し、快適で安全な施設の改修を行いました。

以上が商工観光課に関連する主な事業の補足説明でございます。

- 委員長（高木武雄） 農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（小田雄治） 続きまして、第6款になります。

決算書の184ページをご覧いただきたいと思います。

6款農林水産業費における1項1目農業委員会費、支出済額2,379万8,032円が農業委員会

事務局にかかわるすべてであります。内訳は、右の備考欄にありますように、1、農業委員報酬として、会長以下28人の委員報酬1,286万4,000円、2といたしまして、農業委員会運営費1,010万4,452円、これは農家台帳基本システム等の合併に伴うための対応を図った電算業務委託料が主たるものでございます。

次のページになりますが、同じく右の備考欄、中段になりますけれども、3、農業者年金業務受託事業82万9,580円、これは農業者年金の被保険者及び受給権者等からの相談、申請事務について、農業者年金基金から委託を受けて行っている事務事業の推進費でございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課関係につきまして、平成18年度の実績等につきまして簡単に補足説明をさせていただきます。

主に農水産課につきましては、お米、あるいは野菜、畜産、そういうものにつきまして取り組んだ内容等につきまして、最初に説明させていただきます。

お米につきましては、ご承知のようになかなか単価が上がらない情勢になっておりますけれども、売れる米づくりの視点に立ちまして、施策を組みまして、193ページにありますような売れる米づくりに対しましての支援を行っております。具体的には、生活クラブ、生協、そういうところとタイアップしながら、消費者の方にも米づくり等を体験していただきながら、有利販売に結び付くということでやっております。また、経営構造対策事業等で機械施設等につきまして、農家への国庫補助の導入によりまして支援策をいただいております。

あと野菜等につきましては、決算書の中の197ページ、ここの中に園芸王国ちばという事業がございます。これに基づきまして、県から支援をいただきまして、認定農業者等が4分の1補助金をいただいて、施設園芸の規模拡大を図る、そういう事業に取り組んでおります。そういうことで、施設園芸の規模拡大で農業のさらなる振興を図っております。

それと、畜産関係につきましては、主に193ページ等にありますけれども、平成18年度、環境整備、それと自給飼料の確保等に基づきまして事業を実施させていただきました。

環境整備につきましては、畜産農家が地域に歓迎されるような経営ということで、施設から出るにおい、あるいはいろいろな堆肥の有効活用、そういうものに対しまして、国県の補助金を使いまして、施設整備を行っております。

あるいは自給飼料の関係等につきましては、県から支援をいただきまして、稲わらの確保を整備するということで、1団体につきまして支援を行っております。それと、特に平成18

年度につきましては、コンビニ等から出ます食品残渣をひとつ畜産のえさにしようということで取り組みまして、既に本年4月から稼働しているところでございます。

あと、基盤整備関係につきましては、ご承知のように、万力、万才 期、富浦、東城神代、そういう所で順調に現在基盤整備を進めております。ただ、我が方としましては、平成18年からなるべく基盤ができた所に単なるお米を作るということではなくて、いろいろな作物を作ろうということで、試験的に施策として動いております。

それと、食農教育の推進ということで、195ページ等書いてありますけれども、地産地消の推進事業、そういうことも平成18年度に取り組みさせていただきました。子どもたちにお米を使って食育をしようということで、手巻きずしをみんなで作ってもらうとか、そういう活動を平成18年に実施しております。

水産関係等につきましては、飯岡漁港は県下2番目の水揚げを誇るところでございます。213ページにあります飯岡の漁港の整備ということで、実は漁港を整備しようということで、特に堤防につきましては釣りができる、あるいは散歩ができるような、現在は入ってはいけないという堤防でありますけれども、逆な発想で、そういう施設を利用しようということで、平成18年から7年継続の事業として現在動いております。そういうことで、平成18年はそういう視点に立ちまして活動を起こさせていただきました。

具体的な内容につきましては、決算の方の説明資料に大きな事業等につきましては掲載させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 机の上に建設課から平成18年度の予算科目別工事一覧表というのが配られているはずで。これに基づきましてご説明申し上げます。

したがって、決算書と説明資料の説明はいたしません。

3枚とじてございます。

1ページ目をご覧いただきたいと思います。

これは工事費と業務委託をすべて記載したものでございます。

1ページ目、8款2項第1目、第1目というのは土木総務費でございます。3件の道路台帳の補正業務を行いましたというものであります。

次に、8款2項2目13節、2目は道路維持費です。道路の維持補修の目です。ここに8款2項2目13節がずっと並んでいますけれども、下の方から二つ目と一番下、「外2線」といきなり入っていますので、これは忍坂横根線のことです。防衛の補助事業でございます。恵

天堂から塙新町に通じる道路の物件補償やら用地測量のことでございます。

8款2項2目15節、節はご覧のとおりでございます。道路の維持補修の関係を並べたものでございます。2ページ目まで続きます。

それから、2ページ目の真ん中から下、8款2項3目13節、3目は道路新設改良費でございます。砂利道を舗装したり、狭い道路を広げたり、側溝を付けたり、それが改良費でございます。3ページ目に続きます。

一番下に8款2項4目があります。4目は橋梁維持費です。この維持費のところに路線名、「無名橋外」とだけ入っています。これは「外」ですから、二つございます。大利根用水にかかる川口地先の名前の無い橋と鎌数伊勢大神宮西側の谷丁場遊正線にかかっている更正橋という橋の二つを調べました。

工事件数合計で106件、4億9,500万円というものでございました。ちなみにすべての請負率を申し上げます。請負率というものは、設計額と契約額の割合なんですけれども、91.0%でございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 決算説明資料73ページ、決算書は243ページ、お願いいたします。

街路整備事業、谷丁場遊正線について説明いたします。

この事業の用地取得につきましては、土地開発公社によりまして先行取得を行っております。今年度に市の方に買い戻しする予定でございます。用地取得分は国道126号から南側部分900メートルでございます。すべてこれは土地開発公社により先行取得を行っております。この事業の取得すべき用地面積は全体で約1万5,000平米でございます。平成18年度までに取得しました面積は5,046.84平米です。進捗率は約34%でございます。ちなみに平成18年度に取得した面積は1,224.4平米でございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野 浩） 2点ほどお願いしたいと思います。

決算書の239ページ、橋梁維持費ですか、それについてどの程度の点検を実施したのか、また維持補修箇所は何か所くらい見つかったのか、それと維持補修の実施に向けた整備計画ですけれども、どのようなものなのかお伺いします。

2点目でございますけれども、決算書の253ページ、市営住宅の耐震診断調査事業でございますけれども、診断結果についてはどうであったのか、その2点についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 239ページ、一番下ですね、241ページの一番上を見ていただきたいと思います。ここに橋梁点検業務委託料241万5,000円、まず場所から、先ほど私、工事一覧表の中で一番最後に二つ申し上げました。川口地先の名の無い川、大利根にかかる橋が一つ、それからもう一つは鎌数伊勢大神宮の西側の谷丁場遊正線にかかる更正橋、これが二つでございます。

内容ですけれども、外観だけでなく、ひび割れたとか、鉄筋に影響が及んでいるとか、そういったことを事細かくチェックする業務でございます。

結論を申し上げます。川口地先の無名橋につきましては、外観は舗装のはがれ等ありましたんですけれども、これは影響の無い範囲のはがれでございました。それから、更正橋につきましては、0.1ミリから0.4ミリのひびが見つかりました。でも、これも橋台、上部の橋げたも致命的な弱りではなかった、そんな状況でございました。

以上です。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 市営住宅の耐震診断の調査事業ということで、結果はどうだったかということでございます。

申し訳ございません。決算資料の78ページをご覧くださいと思います。

ここに実施しました事業の概要がございます。昭和56年5月以前に建築された市営住宅のうち古いものはちょっとやっていないんですけれども、耐用年数に満たない特に鉄筋コンクリート造の住宅ということで、4階建ての市営住宅が市には2か所ございます。それがそこに書いてございますように、双葉団地のA、これは地上4階1,476平米、下永井団地、これも地上4階777平米ということで、耐震診断を実施いたしました。耐震診断の結果ですけれども、両住宅とも各階で目標値を上回っておりまして、耐震性能は確保されているという結

果でございました。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 平野委員。

○委員（平野 浩） 橋梁の維持費でございますけれども、2か所だけということですか。ほかの部分についてはどうだったんでしょうか、その点をお伺いします。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今回は2か所だけでございます。全体の計画、さかのぼりまして、平成15年に大々的な点検を行いました。ただ、それは合併前でありますので、今回はとにかくそれに基づきました2か所のみということで、平成19年度は飯岡に矢指橋という橋があるんですけれども、その橋を点検するということになっております。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 建設課長に1点だけお願い申し上げます。

防衛施設周辺民生安定事業となっておりますが、国と県の支出金が1,000万円ちょっとありますが、国の方からの助成は幾らぐらいありますか、教えてください。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 説明資料の71ページを見た方がよろしいでしょうか。ここに防衛施設周辺民生安定事業というのがあります。今、委員が質問された国・県支出金、これは全部国でございます。防衛省の補助事業であります。75%が国から来ているというものであります。

以上です。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 前回500万円ちょっとと聞いたけれども、これは違ったのかな。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） すみません、その前回という意味は、申し訳ないです、本当によく分からないですけれども、平成19年度は塙新町にも向けてやりますけれども、平成18年度はさらにその西側を行ったのがこれです。ほとんど予算どおりだと思いますけれども。

○委員長（高木武雄） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 私の聞き間違いかも知れないけれども、もう少し調べて、またの機会に質問します。

○委員長（高木武雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 先ほどちょっと配られた一覧表と重なるかもしれないんですけども、決算書の235ページ、8款土木費の備考に道路維持補修事業についての1億795万7,200円のうち13節委託料、道路補修委託料1,480万5,000円について質問いたします。

委託業者は何社あるのか、どこへお願いしているのか、またどの程度の補修をしているのかお伺いいたします。

2点目に、次に15節工事請負費9,315万2,200円についての内容についてお伺いいたします。

説明資料66ページになりますが、工事の本数、38本とございますが、場所につきまして詳しく教えていただきたいと思います。こちらの方の15節で配られたので、よろしいか、ちょっと分からないんですけども、よろしくお伺いいたします。

次に、備考3、交通安全施設維持補修事業について1,801万8,694円のうち、11節需用費46万4,206円の維持補修費について内容を教えていただきたいと思います。

説明資料66ページになりますが、道路照明灯23基についての内訳を教えてください。場所はどこに付けたのかお伺いいたします。地区別で結構ですので、教えてください。

次に、15節工事請負費1,669万5,000円について、交通安全施設整備工事の内容についてお伺いいたします。

やはり説明資料66ページになりますが、道路照明灯2基は明細ではちょっと出ていないんですけども、2基で幾らなのか、またこのずっと下に続きますけれども、道路標識が5基で幾らなのか、カーブミラー45基で幾らなのか、区画線8,112メートルで幾らなのか、カラー舗装353平方メートルで幾らなのか、防止さく42メートルで幾らなのか、ガードレール101メートルで幾らなのか、舗装工81平方メートルで幾らなのか、車止めポスト10本で幾らなのか、道路びょう2本で幾らなのか、視線誘導標5本で幾らなのか、L型側溝12メートルで幾らなのか、大変細かいんですけども、教えていただきたいと思います。

また、カーブミラー45基のうち、地区別に何基ずつ設置されているのか、また分かりましたら教えていただきたいと思います。

それから、カラー舗装工が何か所で場所はどのような所にされたのか、よろしくお伺いいたします。

それから、Ｌ型側溝ですけれども、やはり12メートルとありますけれども、何か所か、また最後にこれらの工事はどこの業者へお願いしているのか、よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 順不同になると思いますけれども、決算書の235ページからお願いします。委託料の質問がございました。13の委託料、道路補修委託料です。これは年間通じての委託でございます。急に穴があいたとか、急にどこかが陥没したとか、そういうところを年間を通じて阿部建設に頼んでおります。結果として、154か所を補修しました。

ただ、委員の中で何社の業者でどうだったかという経過書を残念ながら資料としてありませんが、その辺はご了承いただきたいと思います。市内の業者の入札を行った結果です。1社随契ではありません。

それから、続きまして同じページの11の需用費、維持補修費、照明灯の関係ですね、23基でございます。これは各地区ごと、困っちゃうんですけれども、市内全域であります。維持補修ですから、新設ではなくて、球切れです。この辺ももっと細かく言わないでもらいたいと思います。すみません。

それから、3番の交通安全設備工事、これは先ほど説明しました一覧表の中の8款2項2目15節の中に維持補修費、それからもう一つ、質問がございました。説明資料の66ページの38本はどこですかというのが、この38本と交通安全施設整備工事の1,600万円の、全部ここに載っております。

それと、最後、道路照明からＬ型側溝をずっと言われて、それぞれの金額は残念ながら出ません。出ませんというのは、設計書がありまして、その業者が幾らでとったかというところまでは別に求めていませんので、先ほど説明しました一覧表の中に交通安全設備工事というのがその1、その2、その3、その4とずっと並んでいます。それを足し算したのがこの説明資料であり、決算書になっておりますので、個々に照明灯は幾らで契約したのかと言われても、ちょっと分かりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

地区ごとですか、この辺もかなりの数になりますけれども、終わるまでに職員に今調べてもらいますので、時間をいただきたいと思います。道路照明からＬ型側溝までの地区別にもう少し細かくということですね、時間をいただきたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（高木武雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） よろしく願いいたします。ありがとうございました。

- 委員長（高木武雄） 伊藤委員の質問に対して、建設課長、後ほどいいから、きちんとした資料を後で出してください。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

- 委員（向後悦世） 私は商工費のところの225ページに載っている飯岡刑部岬展望館の維持管理費についてお尋ねしたいと思います。

この施設は、旧町が管理費を委託されまして、管理費六百何十万円かいて、管理してきましたが、現在維持管理を県から委託されたというような説明がありまして、そうすると維持管理費だから、1,397万8,907円、県から維持管理費として出るお金なのかどうかお尋ねしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 飯岡刑部岬展望館の管理運営委託金として決算書の41ページになりますが、県支出金の中での保健衛生費委託金、そこに計上してございますとおり659万4,000円が維持管理費として来ております。

- 委員長（高木武雄） 向後委員。

- 委員（向後悦世） では、現在維持管理費が1,397万8,000円という数字が出ていますけれども、六百何十万円からの1,397万円に対して足りない分、これは市の方から支出しているということですか。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） これは市の方の支出でございます。

- 委員長（高木武雄） 向後委員。

- 委員（向後悦世） ただいま県の方から維持管理を委託されたというような話だったみたいな感じですが、その辺について実際のところお尋ねしたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 確かに総額的には1,397万8,000円かかっております。その中において、維持管理費分として賃金、その他の部分について、当初指定管理者を受ける時の金額がこの654万円ということになっておりますので、それ以外の部分については市で出すと

いう部分で前々からきております。

○委員長（高木武雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 旧町の時は管理費を六百何十万円かいただいていたと思いますが、維持管理費としてではなくて管理費だったと思いますが、その点についてお尋ねします。

○委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 維持管理費という部分の中に管理するための賃金、共済費、それから修繕、光熱水費、いろいろなものがございます。そのあとにも警備委託料、工事、財産購入費もここに432万9,000円と。ですから、直接維持管理をする経費に対しての歳入というふうになっていますので、確かに飯岡刑部岬展望館維持管理費はすべてのものを含んで1,397万8,000円になっていますけれども、ここには展望館の公園の用地の取得であったり、そういうものもすべて含んだ中で1,397万8,000円という部分ですから、維持管理費に直接関係しないものも入っておりますので、基本的には維持管理をする費用としては、この歳入の額である程度賄えるという部分でございます。

○委員長（高木武雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 用地の取得とありましたけれども、用地の取得はどこをする予定なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 決算書の225ページの17節を見ていただきたいんですが、これは上永井の公園の土地を平成10年に用地取得しまして、そのものの償還額がここに計上されているということでございますので、今新たに取得したということではありません。もう1本については、平成11年度に同じく上永井の堀切の場所を取得しております。その償還金もすべて含んでいますので、維持管理として直接関係しない部分も含めた中での1,300万円ということですので、ですから指定管理者を受ける時に維持管理としてかかる費用はこれぐらいだと示された金額で、ほぼ維持管理については足りているということでございます。

○委員長（高木武雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 今までは県の方から管理を委託されていたと思いますがけれども、維持管理費を県の方から委託されたということになると、結構高額の施設でしょうから、市の負担も多くなるのかと思いますけれども、そこら辺はもう少し具体的にお話しいただければあり

がたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） 基本的には賃金であったり、消耗品であったり、光熱水費であったり、そういうもので歳入は賄えると。ただ、修繕の中で自動ドアが壊れたりとか、そういう部分については随時県の方に話をしまして、その部分については県の方で修繕をしてもらえるというふうになっておりますので、あくまでも通常の維持管理費に対する収入として入っていますので、その部分に対してはこれで賄えるということでございます。大きなそういう修繕の部分、工事の部分が出た場合は、新たな負担として県から入ってくるということになります。

- 委員長（高木武雄） 向後委員。

- 委員（向後悦世） だいたい分かりました。細かいことは、時間もあまりありませんので、後ほどお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 七巳） 二つほどちょっとお聞きしたいと思います。

一つは、引き続き一般質問から農業の問題に関して、説明資料の54ページの園芸王国ちばの強化事業の内容をもう少し聞きたいと思います。

それと、資料の63ページの後継者海外研修育成事業の内容をもう少しお聞きしたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、ご質問の決算書の説明資料の54ページにつきまして説明させていただきます。

園芸王国ちば強化支援事業ということで、実は千葉県がご承知のように農業産出額全国第2位から第4位に落ちてしまったと。そういう危機感から、県の方では1農家に対しても支援をしようということで、平成18年から事業実施されています。以前ですと、3戸の農家が集まらないと、なかなか事業をできないというのがあったわけですが、認定農業者であれば一人でもできる。

それが（２）ハウス栽培緊急促進事業ということで、認定農業者が１戸でも、低コスト耐候性ハウス、あるいはパイプハウス、暖房機、そういうものにつきまして導入する際に、県の方から25%以内の補助をいただいて施設を設置するという事業でございます。これにつきましては、平成19年あるいは20年も続いて実施しております。県の中のだいたいの枠が旭市へ来ているというのが現実でございます。そんなことで今取り組んでおります。

それと、上の方のがんばる産地支援事業というのは、先ほどの１戸に対しての農家の支援ではなくて、３戸以上の組織に対しての補助ということで、補助率は３分の１になっております。これにつきましては、稲作農家、富浦のライスセンターのところでコンバインを１台、それと市内の主に飯岡地区のイチゴの農家でありますけれども、パイプハウス、これらの施設を導入しまして、３分の１の支援を県からいただきまして、農業者の方へ支援したという事業でございます。

以上であります。

○委員長（高木武雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、63ページの商工業の後継者海外研修補助金でございますが、これは先ほど申し上げました隔年で農水産課と商工業者、隔年での実施ということで、平成18年度は商工業という部分になっております。この補助金につきましては、補助率は研修生１人当たり経費の３分の２以内ということで、限度額20万円となっております。予算は100万円でございますが、そういう要綱で定めております。今回の研修につきましては、平成19年３月４日から６日まで、研修先は中国上海でございます。人数は９名参加しまして、先進的経済政策、活性化事業の視察ということで実施しております。

ちなみに事業費については142万3,400円かかっているという部分の中で、１人当たり15万8,160円かかっていますが、補助額としては１人10万5,000円掛ける９人ということになっております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 林委員。

○委員（林 七巳） 農業に関してはそれで分かりました。

研修先の上海についての研修の内容とか、もしくはレポートとか出ているんでしょうか。

○委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 実績を出してもらっておりますので、その中で簡単なレポート

は入っております。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 歳入１点と歳出、若干お伺いいたします。

歳入の方につきましては、29ページ、額が少なくて大変恐縮なんです、土木手数料の1万2,000円が収入未済額になっております。内容を簡単で結構ですから、お示しをいただきたいと思います。

次に、土木全体のことでお伺いいたします。

これは土木に限ったことではありませんで、平成18年度の決算につきましては、午前中も議論がありましたけれども、全般的に不用額が多く残っているというような状況がございます。農林水産業費は1億3,500万円余り、土木費は2億9,468万円、そういうような状況になっておりますが、予算を組んだ段階で、本会議でも説明がありましたが、工事ができなかったものとか、いろいろ要素はあると思いますけれども、予算組みがちょっと甘かったのかどうか、あるいはそれ以外の問題といたしますか、それ以外の理由があって、不用額が平成18年度は多くなったのかどうか、この辺の分析、検証をされていると思いますので、その点の内容につきましてお伺いいたしますが、決算意見書の中では、17ページに主なものというふうに書かれておりますので、概略は分かるんですけども、内容的に分析されていれば、その内容についてお示しをいただきたいと思います。

歳出ですが、絞ってお伺いしたいと思います。これも簡単にお伺いしますので、よろしくお願いします。

説明書の69ページです。

旭中央病院のアクセス道路の整備事業、これは継続で何年か続くわけですけども、平成18年度決算を迎えるに当たりまして、進捗状況、また平成19年度もスタートしておりますので、その辺の進捗状況も含めてお伺いしたいと思います。これが1点です。

それから、もう1点は、74ページの旭駅前広場等整備事業ですが、今の土木と旭駅前、これは所管ですから、その都度お伺いしておりますが、平成18年度決算ということで、これにつきましても間もなく完成を見るような状況に一步一步進んでおりますので、平成18年度を締めるに当たりまして、どういう状況か、また平成19年度もスタートしておりますので、見通し、また北側の開発ということは大きな部分がありますけれども、ステーションという立場から、北側と南側を結ぶそういう将来的な部分も含めての検討、さらには完成した後がこ

れからの問題ということもありますので、でき上がった時にどうするんだということはいつ
もいつも検討しておかなければいけませんけれども、その辺の検討も含めて進捗状況をお伺
いいたします。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 不用額につきまして申し上げます。

決算書の235ページを見ていただきたいと思います。

建設課関係、土木費、真ん中から下辺り、道路新設改良事務費の左側に8,621万7,000円、
この不用額がございます。主なものを申し上げたいと、ここに不用額が集中しておりますの
で、それで申し上げたいと思います。

一番は、予算がどうのこうのではなくて、実際に名前を出しちゃいます。中央病院の入り
口の西側、川島組がございます。あそこを県と一緒に買収をずっと続けていたんです。結果
としましては、平成19年度の春に契約が終わりました。それをどうしても平成18年度にやり
たかったために残さざるを得ない。契約しまして、お金が無いではお話になりませんので、
それをやりたかった、そのために残してしまいました。具体的に申し上げますと、工事費
はそんなでもないんですけれども、用地費が1,600万円、補償費が880万円、工事費が360万
円、これはやむを得ないのかなと。自分で言うのはおかしいんですけれども、そういう状況
であります。

それと、もう一つ、網戸バイパスから川島歯科に向けて中央病院のアクセス道路、東西線
を今造っております。これは県の方に委託事業です。委託したんですけれども、用水の改修
をしていまして、あそこで非常に苦労した。県は全体の事業費を6,000万円やりたかったん
ですけれども、予算としてはそれだけやりたかったんですけれども、結果としては3,200万
円残してしまったと。それは約束違いですよということで、平成19年度にやはりやってもら
います。そういうのが主な不用額の理由と額でございます。

それと、アクセス道の進捗状況、これは平成18年度から22年度までアクセス道は進めてい
きます。平成22年度が終わりの5年目になります。最後はもちろん工事になるんですけれど
も、今はあくまでも用地交渉を中心に行っております。決算上は測量だとか、道路の設計だ
とかが入っていますけれども、基本的には用地交渉をしています。

アクセス道の東西線から南北線の国道まで、地権者が70人おります。その先、神子委員の

方を足しますと、かなりいるんですけれども、取りあえず国道までは70人おります。70人のうち約7割、協力するよと、いいよという話を受けております。ただ、契約はまた別ですけれども、今の状況はそういう状況です。非常に厳しいのが約5%おります。70人のうち非常に厳しい方が5%、そういった状況です。でも、頑張りますので、よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 歳入の方の屋外広告物の1万2,000円の未収なんですけれども、これは事務手続きの遅れからです。今、入るようになりますので。会社の方でちょっと事務手続きが遅れましたので、そういう状況でございます。屋外広告物の手数料です。要は看板手数料ですね。1件です。

それから、旭駅前線の件でございます。見通しということですから、平成18年度で進捗率で申し上げますと約66%の進捗率でございます。とにかく国体が平成22年10月に開催予定ですので、これに間に合わせるように駅前広場は整備していきたいと考えております。

それから、北側、南側との連絡、匝瑳市はたしか南側の連絡通路ができて、稼働していますけれども、私どもも一応自前で北側の絵はかかせていただきました。これからどんな方法がとれるか、いろいろ勉強していきたいと考えております。ある程度絵ができましたら、またお知らせさせていただきたいと思います。

それから、道路の完成後の件でございますけれども、これは確かに道路は完成しました、空き店舗ばかりでは何なりません。私ども商工会、また地元の商店の方々といろいろお話し合いをさせていただきまして、何かいい方法はないかといろいろ勉強しております。特に大口地権者がいらっしゃいますので、この方に特にお願いできたらと、よくお話し合いをさせていただいているんですが、今のところまだ具体的な案はございません。

本当に通過交通では何なりませんので、確かに今の状況ですと、その土地を求めて、例えば残地があって、その土地を求めて来る方はいらっしゃらないと思うんです。もう少しすれば、ある程度形が見えた時点で、やはり土地を購入するとか、駅前で商売をやってみたいという方が出てくると思います。もう少し時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、委員の農水産関係の不用額、約1億3,500万円ほどあります。この内容につきましてご説明させていただきます。

一つ目は、農業経営基盤強化資金利子補給というのがあります。これは公庫資金等、ある

いはそのほかにも近代化資金等あるわけですが、実はご承知のように、平成19年4月から無利子になっております。そのような関係で農家の方はどうしても平成18年度中借りようと思っていたものがちょっと先に延ばして、平成19年4月以降に借りれば無利子だと、そんな形で近代化資金、あるいはL資金等含めまして、これが約800万円ほど不用額が出ております。これにつきましては、どうしても3月に借りたいという方もいるのかな、そういうのもありまして、3月補正も落とさないでそのままいかせていただきました。

それと、そのほかにはいろいろな公共事業、例えば土地改良事業の部分です。これは国が50、県が35出すわけですが、国の方に話をしますと、幾らでも予算は確保、旭市に持ってきますよと。ただ、県の方の35がなかなか県予算が出せない。ただ、うちの方からは他のところで余っていたら、少しでも旭市にいただきたいということで、そういう準備段階でちゃんと予算減額はしないで、3月までやりますから、必ずほかのところで不用額が出たら旭市にいただきたい。そんな形で3月補正には落とさないで、受け入れ万端の措置をとってあるということで、そういうことで、これにつきましてはご理解いただきたいと思います。

あるいは先ほどの園芸王国ちばにつきましても、実は600万円ほど不用額が出ております。これは一部農家の方が手を挙げてやろうということで、我々も予算をやったんですけれども、いろいろな話の中で手を下げてしまったと。ただ、我々も下げた方に代わるべき方をなるべく平成18年度いっぱい探そうということで努力したわけですが、いかんせん、なかなか努力が報われなかったということであります。これにつきましては平成19年以降も続けて実施をさせていただきます。

そのほか経営構造対策事業等につきましては、1農家からキャンセルがありまして、ライスセンターを造る予定であったわけですが、急遽実は2月の時点でやらないということで、ちょっと減額補正に間に合わなかったという部分でありました。そんな不用額ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

不用額につきましては、予算組みをして、どうしてもいろいろな事由で不用額ができますけれども、努力されて不用額ということであれば大いに結構ですが、予算組みにつきましては、どうしても使えばいいということでもありませんけれども、その辺は十分気を付けていただいて、不用額が残るようであれば、いろいろな手法を使って、基金の方に繰り入れができるものであれば、その都度補正を組むという方向付けをしていただければ、不用額

というのはもっと減るのではないか。有効的に予算を使っていただくということを前提として、ぜひ検討をいただきたいと思います。

都市整備課長がお答えいただきました駅前との関係ですが、間もなく完成に近づきます。それから動いたのではしょうがないわけですから、いろいろな方の意見とか、あるいは自主的に検討していただいて、駅前をどうするかということを考えるだけでなく、何かやってみることも必要ではないかというふうにも思うわけです。

私の場合、言えいいだけだということで、それではまずいわけですが、一つの案とすれば、私もあの辺の生まれですから、やはり活気があってほしいなと思いますけれども、土地は人の土地なんですよ。ですから、行政がそこにどこまで入れるか。考えがあっても、それをいかに実行するかというのがすごく難しいと思うんですが、例えば今、課長が言われたように、人が来ることを考えるということが一番大事ですから、駅におりてもらうということからすると、何か魅力がなければ、おりてくれないわけですね。口コミというのはすごく大事なもので、一たんいいことが知れ渡ると、一度行ってみようというのが必ず起きるよ。車で来る方もあるし、電車を利用して来る方もありますけれども、その核を造るために何がいいか。

例えばお金がかからないでできる方法は食べ物屋ですよ。もちろん駅前には食べ物屋が少ないわけですから、駅前に変わった食べ物屋がある。例えば昔懐かしい焼きそばが、当時ひげと言いましたけれども、薄いもので、そこに焼きそばを入れて、いい香りがして、子どもたちが食べる。年をとった方、団塊の世代でも懐かしいなというふうにも思う気持ちがあると思うんです。それから、どんどん焼きと言いましたけれども、もんじゃ焼きでなくて、もんじゃ焼きはつぶしてはいけませんけれども、どんどん焼きはつぶしちゃう。

ごく簡単なもので食べられる、安い。そういった昔懐かしいものがあの辺に何店舗があったらどうなのかなと。餃子屋が何軒かつながったらどうなのかなと。簡単なものでいいから、プレハブでもいいから、あそこに造れたらいいな。そこに座る席がなくても、通りすがりで食べる。そういったことができたらいいなと思う気持ちは私だけではないと思うんですね。

そういった小さなことも含めながら実行できるものは何だろうかということを内部的に検討していただくとか、あるいは商工会の力をかりて、そういったことをやってみる。そうすれば、口コミで、あるいはインターネットで旭の駅前でこんなことをやっていますということがつながれば、何かいい方に行くのではないか。これは旭の駅前に限ったことでなくて、刑部岬のこともあるでしょうし、あまり手を伸ばし過ぎると困りますけれども、一つひとつ

やってみるということが大事ではないかなというふうに平成18年度の決算で思いました。

したがって、そういったことも考えるだけではなくて、やってみるということも一つ頭に入れていただいて、やれるものは予算を組んでやってみる。協力いただくものは市民に協力いただいて、お互いに協働の精神でやってみるということが、旭の駅前に課せられた本当の大きな意味での事業ではないかなと。小さいことでも大きな事業ということを一つ念頭にいただいて、ぜひお願いしたい。要望で終わります。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） 2点ほどお伺いしたいと思います。

豊かな産地の米づくり支援事業195万1,719円ですか、この中の売れる米づくり推進事業補助金、これが180万円でございます、実はつい最近ですけれども、読売新聞の千葉版で、萬歳米のあれが出ていまして、畜産物の有機を入れまして、そこでおいしいお米を作りまして、高く売ろうというあれを見ましたけれども、それはこういうものでしょうか、それともまたほかに売れる米づくりで何かがあるのでしょうか。

それと、もう1点、園芸用廃プラスチック処理対策事業、これは739万8,380円、これはだいたい年間どのくらいの排出量があるものなのか、それで1トン当たりどのくらいの費用で処理されているものなののでしょうか、この2点をよろしくご説明をお願いします。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、委員の売れる米づくり推進事業と萬歳米の関係でございます。これにつきましては、売れる米づくり推進事業180万円につきましては、旭市の種子開発部会というところに支援をさせていただきました。……（録音漏れ）……消費者にお米を買っていただくということで取り組みをしております。そんなことで消費者と連携をとって、旭市のよさを消費者に分かっていただく。

そんなことで平成18年につきましては、農家の方に聞きましたところが農協に出荷した値段、そこにプラス1俵当たり2,000円というようなことで、生活クラブには買っていないということで、生協を迎え入れて、いろいろな交流をしながら、生協も農業を守っていただくという立場で有利販売に結び付けているということでございます。

それと、先ほど言いました萬歳米、実は日曜日に読売新聞に出まして、相当の効果がありまして、日曜日、たまたま幽学の交流事業があったわけですけれども、支所の日直2人で対

応が間に合わなかったということで、電話が鳴りっ放しだったと。現在も電話等で相当の量が来ております。多少値段的には個人的にはちょっと高目かなと思うんですけども、あの値段でも相当買っている。これにつきましては、平成18年度ベンチャー農業支援事業の中で、15万円ということで米袋の整備を支援させていただきました。この事業と萬歳米は別だということでご理解いただきたいと思います。

それと、園芸用の廃プラスチック対策事業であります。旭市全体で約336トン回収させていただきまして、東金市にあります廃プラスチック工場へ持参して、それを再利用するということで現在やっております。処理費につきましては、キロ当たり44円程度だと確認しております。市の方で県の方から補助をいただきまして、21円補助しているという形でございます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 大変時間もたって、すごくせいであるわけですが、せっかく決算委員会でありますので、少し要約して二つ、三つ聞きたいと思います。

一つは、決算書の195ページの市民農園の問題ですけれども、市民農園の賃借料15万8,400円、私の記憶では市民農園は二つあるわけですが、岩井の方ですか、それと旭の袋公園の所にあるわけですが、袋公園だけでも恐らく5反歩以上、5,000平米以上のものがあると思いますけれども、たしか最初に契約した時も反当たり3万円くらいということで、これが15万8,000円というと、だいたいその時の賃借料でやっているのかどうか。旭にしても、あそこの所は一番中心部で、公園もできているし、すばらしい所で、地主がそれでよく納得しているのかなと考えますが、今の状況をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一つは、これも前々から私は聞いていた、6月議会でも一般質問させてもらったんですけれども、文化の杜公園の公園整備事業ですけれども、平成18年度も相当な決算をされているわけでありまして、ここにも計画が基本設計業務委託がありますけれども、13.8ヘクタールのうち7.9ヘクタールが買収済みだということでもありますけれども、きちっとした将来像といいましょうか、文化の杜をこうやって利用するんだというようなことを、やはりきちっとこの辺で振り返ってみて、きちっと決めるべきだと思います。

今、市民ひろばと市民憩いの場所ですか、二つ、図書館の南北、東西といいましょうか、そこにあるんですけれども、あまり利用率、あそこにはいろいろな事情があって、北側の部

分は利用されない方がいいというような部分もありますけれども、そんなにも利用率は高くないし、それで今年なんかも相当の決算では、平成18年度も1万2,487平米を増やすわけですけれども、それは当初の基本計画、市の10年の基本構想、基本計画にうたわれてあると思いますけれども、6月でも言ったように、計画変更なども視野に入れながらやっていった方が、すべて何でもかんでも今、まちづくり交付金とか、いろいろな補助金があるからやるということではなくて、どういうものを利用して、市民がどういう必要性があってやるのかということもきちんとやるべきだと思うんですけれども、その辺もう1回、今の考え方を聞かせていただきたいと思います。

それと、健康パークの問題、そろそろでき上がって、3月には一応使えるというようなことでありましたけれども、聞くところによると、何か月か延びるというようなこともあります。その延びる理由と、もう一つは、当初請け負った業者が倒産したということで、2,992万円前払いということでもありますけれども、これは全部一つも返ってこない額なんではないでしょうか。少くくは返ったようにも聞いているわけでもありますけれども、その辺のところもひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄）　ここでおはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫）　それでは、市民農園の関係につきましてお答えいたします。

この地代につきましては、鎌数地先の市民農園の分であります。面積的には6,336平米、ご承知のように、今ご案内いただきましたように、1反当たり2万5,000円で、3名の方からお借りをしております。契約期間につきましては平成20年3月31日ということでございます。2万5,000円がどうかというのは、これからちょっと検討したいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（高木武雄）　都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸）　文化の杜公園についてお答えいたします。

文化の杜公園というのは、昭和62年から整備いたしております。今の整備というのは平成18年度から5か年で、まちづくり交付金を利用しまして5か年で整備ということでございます。この平成18年度から5か年の整備の面積が、先ほど委員おっしゃいました基本方針で出ています7.9ヘクタールです。開設している面積は約6ヘクタールということになります。

まず、公園の整備の基本方針でございますけれども、当初平成13年度に作りました計画では、面積は13.8ヘクタールで同じなんですけど、箱物が多かったんです。生涯学習館とか、歴史博物館とか、こういうものがございまして、かなりの建設費がございました。この平成18年度から新たに計画したのは、箱物を除いてございます。主に多目的広場、イベント広場、こういったものでございます。

まず、コンセプトは何を持っているかということ、一つは、県の施設が二つございます。図書館、文化会館、これらを一体利用できるような公園整備。二つ目が市民の憩いの場である、文化の拠点となるような公園。三つ目が災害時に避難できる場所、今、国が大変防災公園とこのを進めております。この公園も防災公園として整備する。この三つのコンセプトを持ちまして、基本計画を作らせていただきました。

先ほど申し上げましたとおり、箱物はございません。箱物があるのは、防災公園としての備蓄倉庫とか、そういったものです。備蓄倉庫を兼ねた管理棟ですから、本当に箱物はありません。芝生広場で申しますと約5万平米ぐらいあります。サッカーですと108メートル掛ける68メートルぐらいですか、それが2面とれるような多目的広場。それから、イベント、いろいろなイベントが催しできるように、イベント広場も約4,000平米を設けてございます。こういった考え方に基きまして整備をしていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

それから、パークゴルフの開設が延びること。私どもが今考えているのは、当初4月の予定でございましたけれども、4月というのはいろいろイベントがございます。例えば袋公園のさくらまつりとか、イベントもあるし、天候も不順な関係もありまして、それからもう一つの大きな理由は芝の養生ですね。どうしても4月から芝というのは伸びますので、開設するには、きちっとした芝の状況をよくしておかなければなりませんので、当初から3か月遅らせて7月に開設予定で現在考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、健康パークの工事、たしか石川組が最初にとって、倒産ということで、債権の関係でございますけれども、その時点では前払い金を払ってありまし

た。実はこの金額につきましては、全額管財人の方から市の方に入っています。

決算書の歳入51ページをご覧くださいと思います。歳入の51ページの右側の備考欄、上の方から雑入が10何番と番号が振ってありますけれども、この16番、契約保証保証金ということで3,611万7,115円、これは実際にこの中には2種類ございまして、石川組に係る分が3,600万1,615円、それから第二中学校の方も石川組はやっておりまして、第二中学校の工事の分が11万5,500円。

健康パークの分につきましては、返還金の内訳としまして、前払いしたものから出来高を引いた分が2,593万円、それから違約金、これは契約の違反ですから、違約金として997万5,000円、前払いしたものの利息について9万6,615円、つまり健康パークについては3,600万1,615円が入っています。それと、先ほど言いました一中分の11万5,500円、合わせましてこの決算書に載っておりますように3,611万7,115円、実害は無いということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 明智委員。

○委員（明智忠直） 健康パークの件は分かりました。

文化の杜の件ですけれども、確かに計画の中でそういったうたい文句といいましょうか、いろいろ理想論があったわけですが、今いろいろ事業をやって、きょうですか、公債費比率が18%以上を超したというような部分の中で、まちづくり交付金、特例債、安心安全、いろいろな補助金があるわけですが、そういうものを利用しても市債は相当残るわけです。そういった中で本当にあそこにそんな公園が必要なのかということを再確認するということでもいいのではないのかなと。防災基地であれば、山の上の方へ造った方がよっぽどいいことだし、いろいろな芝生の広場とか、そういうのはスポーツの森公園もあるし、そういった部分も考えながら、ひとつ決算の方でそういう部分を参考にしながら、来年度以降、計画を見直してもらいたいと、そんなように希望するものでありますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。答弁は結構でございます。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 明智委員のパークゴルフ場の件について、ちょっと私なりに1点だけお聞きしたいんですけれども、今、課長から来年7月ごろから使用ができるようなお話でございました。それで、当初あのゴルフ場は公認コースを取るということでございましたので、いろいろな検査があると思うんです。公認コースを取る検査の内容について分かればお聞き

したいと思うんです。

それと、公認コースを取った場合には、いろいろな大会が催されると思うんです。ですの
で、市内だけの利用者ということでなくて、市外もきっと広範囲から何かPRしないと、旭
市にパークゴルフ場ができたよということが知られないと思うんですよね。だから、それは
先になると思うんですけれども、大きな大会だとか、そんなものもできるわけなんですけれ
ども、その辺のPRをどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） パークゴルフ場は、私ども公認のコースは取ります。検査の内
容なんですけれども、これはまず造り方なんです。造り方は、あまり起伏があってはなら
ない、コースの真ん中に障害物があってはならない、そういったものが主な要件になります。
私ども、林委員ご覧になって分かると思いますけれども、今の福祉センター寄りは、当時あ
った起伏の形を利用しています。かんぼ寄りの方はなだらかな形になっております。あまり
起伏があると、公認コースを取るとするのは非常に難しいんですね。

これから私どもコースの真ん中に10月以降植栽が入ってきます。まだ芝生ですから、
それは公認コースが取れるように、やはり中にもある程度の小木の植栽が無いと変化がござ
いませんで、そういったものを取れる範囲内でやっていきたいと考えています。もちろん
取れなくなるとは、元も子もなくなってしまうので、そういう点に十分注意していきた
いと思います。

それから、大会の件ですけれども、私どももちろん全国のパークゴルフ協会に加入いたし
ます。その中でいろいろPRしまして、大会等を誘致してまいります。パークゴルフをやる
という方は、北海道の方がこちらの方へ来たり、いろいろ来るんですね。一つのコースを回
っていますと飽きちゃいますから、かなりいろいろなところを回って歩いているんですね。
ですから、特に海が無い所、長野とか、群馬とか、そういった方々のパークゴルフ愛好者
の方に来ていただきたいと思っていますので、大いにPRしていきたいと思っています。よろ
しくお願いいたします。

○委員長（高木武雄） 林委員。

○委員（林 一雄） 私も北海道の方へ視察に行った時に、パークゴルフ場、今の計画がある
時に視察に行きまして、パークゴルフ場の発祥地は北海道だということで、大変盛んにパー
クゴルフ場を利用していたのが見受けられましたので、ぜひ課長に骨を折ってもらって、旭

市にすばらしいパークゴルフ場ができたということをぜひPRしていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 商工費の方で217ページですけれども、負担金補助及び交付金というので旭市商店街振興事業補助金というのが当初258万円くらいだったのが500万円くらい増えている。予算では258万円だったような気がするんですけど。それと、旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金が当初210万円だったのが651万3,000円、それから227ページの工事請負費、観光施設等改修工事、これは当初予算にはなかったのかなと思うんですけども、この三つ。それから、企業誘致何とかという1,100万円が当初予算にあったんですけども、それがなくなっています。今の4点、関連があるのか無いのか、この四つをちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（高木武雄） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、217ページの旭市商店街振興事業補助金、これが500万円くらい増えている。これは補正で、プレミアム商品券ということで、5,000万円に対して1割のプレミアムを付けるという部分で500万円を追加したものでございます。

それから、旭市商店街施設等及び景観整備事業補助金につきましては、補足説明でもちょっと説明しましたが、飯岡の街路灯の設置補助金でございまして、県の補助が付きましてので、それに対してそれも補正の中で対応したという部分でございます。

それから、企業誘致の当初予算があって、決算に出てきていないということでしょうか。これにつきましては、結果的には不用額ということで、企業誘致に努力しているんですが、企業等の立地ができなかったもので、結果の中で企業誘致ができなかったという部分の中での不用額というふうになってしまいました。

それから、最後の質問にありました工事費、長熊の工事費ですが、これも長熊の方、台風等々でフェンス等、浮き桟橋等、かなり駄目になりましたので、その分について補正をしたものでございます。

以上でございます。

（「了解しました。ありがとうございました。」の声あり）

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(高木武雄) 特にないようですので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。5時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時59分

再開 午後 5時10分

- 委員長(高木武雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、9款消防費から14款予備費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

- 消防長(佐藤眞一) それでは、9款消防費につきましてご説明を申し上げます。

まず、常備消防費の関係でございますけれども、説明資料の79ページをお願いしたいと思います。決算書257ページであります。

これは消防車両の整備事業でありまして、決算額6,128万円、事業内容につきましては、飯岡分署配備の救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を更新したものであります。車両購入費といたしまして、高規格救急自動車1台3,110万6,950円、水槽付ポンプ自動車1-B型1台3,097万5,000円であります。

続きまして、80ページをお願いしたいと思います。決算書の257ページでございます。

緊急援助隊整備事業でございます。決算額599万8,000円、事業内容といたしましては、消防防災用備品費、これは緊急消防援助隊用資機材一式でありまして、内容的にはエアテント、ベッド、発電機等であります。事業費については599万7,558円であります。

次に、説明資料の81ページをお願いします。決算書261ページであります。

これは消防施設整備事業でありまして、決算額1,617万2,000円でございます。事業内容につきましては、防火水槽の設置工事、これは旭方面隊1分団1部の消防庫前に100立方の防火水槽1基であります。事業費につきましては1,344万円であります。

次に、防火水槽有蓋化改修工事でありまして、これは旧市町内6か所であります。194万

8,800円であります。

- 委員長（高木武雄） 消防長、説明途中で大変申し訳ないんですけども、重点のみで、ここに載ってあるのは見れば分かりますから、昨年度と大幅に変わったところ、重点のところをお願いします。

- 消防長（佐藤真一） 分かりました。

それでは、説明書の82ページをお願いします。

消防庫の整備事業であります。決算書261ページであります。

これにつきましては、平成18年度合併後新たに2か所について整備したものでございまして、決算額は2,331万1,000円、事業内容としましては、旭方面隊第3分団第3部と海上方面隊第3分団第2部の消防庫の改築工事であります。

続きまして、説明書の83ページをお願いします。

これにつきましては、消防車両整備事業、決算書の263ページであります。

決算額3,463万9,000円、これは車両の購入費でありまして、合併前の各市町に配備されておりました消防車両の整備であります。新たなものです。水槽付ポンプ自動車1-A型1台、旭方面隊1分団1部、それから小型動力ポンプ積載車が4台でありまして、海上の3-2、飯岡の2-1、飯岡の3-3、飯岡の3-4ということで、決算額としては3,463万9,000円であります。

以上であります。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） それでは、私の方から決算資料の84ページ、お願いいたします。決算書ですと263ページでございます。

防災対策事業でございます。

まず、防災アセスメントの調査委託料でございますけれども、これは平成17年度、18年度2か年継続事業でございまして、契約金額が756万円でございます。そのうち平成17年度分が68万円、平成18年度分がここに記載のとおり688万円というふうになっております。

それから、下の方の表のその他の事務費等というところで320万円余り載っておりますけれども、ここで防災用の備蓄食糧を購入しております。アルファ米を3,000食、水を3,600リットル購入しております。

それから、説明資料の86ページでございます。決算書ですと265ページになります。

これは集水複合井戸の設置工事でございます。旧旭市で各学校9か所とスポーツの森公

園10か所を整備してありまして、平成18年度では海上地区、飯岡地区、干潟地区、各1か所ずつ整備するという計画であったわけですが、干潟地区で一番条件のいい所で古城小で試掘をしてみましたけれども、思うように十分な水が出ないということで断念いたしまして、ここに記載のように三川小、飯岡小、嚶鳴小の3か所で井戸を設置したというものでございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、10款教育費のうち庶務課の所管にかかわる何点かにつきまして補足説明申し上げます。

まず、説明資料で90ページをお願いします。

これは小学校の施設改修事業費でございまして、昨年と主に変わるものは、下の表の大規模改造工事が小学校で7校ございまして、ほとんどにつきましては平成19年度へ繰り越しをして使用することとなっておりますけれども、飯岡小の前払い金3,000万円等を含めて6,529万円が昨年と違ひまして大きく増えた部分でございまして。

続きまして、94ページをお開き願いたいと存じます。

中学校の同じく施設の改修事業費でございまして。これも大規模改造事業がその前の年と大きく違うところの支出でございまして、干潟中学校の前払い金1,500万円を含めまして2,100万円、これは第一中と干潟中のここでは2校でございまして、一中はまだ契約をしないで繰り越しをしてございましたので、干潟中のみが前払い金を支出してございまして。合わせまして2,190万円が昨年度と違って伸びているところでございまして。

続きまして、次の95ページでございまして、海上中学校の建設事業でございまして、平成18年度をもってすべて完了しまして、総工事費16億1,595万円という額で竣工しております。

それと、次のページ、第二中学校の屋内運動場でございまして、この事業費が5,329万円、工事費等ありまして、その前の委託料だとか含めまして7,800万円の支出をしてございまして。二中の屋内運動場も平成19年度も事業をやっておりまして、本年度完成する予定でございまして。

庶務課からは以上でございまして。

○委員長（高木武雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課の補足説明を申し上げます。

最初に87ページをご覧いただきたいと思います。

適応指導教室指導員配置事業でございますが、決算書につきましては269ページでございます。本事業は、不登校児童に対しましての学校への復帰を促すための適応指導教室への指導員を配置するものであります。事業内容としましては、3名の指導員が1日4時間、週4時間、指導、相談等に当たっているものでありまして、労災保険料に8,000円、指導員賃金に271万4,400円、その他事務費に22万9,532円の事業費であります。

続きまして、91ページをご覧いただきたいと思います。決算書につきましては281ページでございます。

本事業は、小学校の担任教諭をサポートしまして、個に応じたきめ細かな指導をするために補助教員を配置するものであります。事業内容としましては、小学校の低学年の補助員として、1日4時間、週5時間、勤務しているものであります。労災保険料、賃金等に事業費として使っているものであります。

続きまして、92ページをご覧いただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業でございます。決算書につきましては283ページでございます。

本事業は、小学校低学年、1年生から3年生で下校後、保護者に代わる者がいない児童に対しまして生活指導を行い、事故防止、児童の健全育成を図るものであります。事業内容としましては、平成18年度に新規に琴田小学校、嚶鳴小学校、嚶鳴小学校はおうめい保育園に委託しました。中和小学校に新設し、10か所に指導員延べ30人を配置し、決算としましては賃金、保険料等にそれを使っているものでございます。

続きまして、97ページをご覧いただきたいと思います。

中学校教諭補助員配置事業でございます。決算書につきましては291ページでございます。

本事業は、小学校と同様で、中学校の担任教諭をサポートして、個に応じたきめ細かな指導をするために補助教員を配置するものであります。事業内容としましては、5人を配置し、週4日、30時間勤務しているものであり、やはり労災保険料、賃金に費用を充てているものでございます。

続きまして、98ページをご覧いただきたいと思います。

課外活動支援事業でございます。こちらは決算書につきましては293ページでございます。

本事業は、専門的な指導力を備えた指導者を中学校に配置して、課外活動の充実、活性化を図る目的とする事業であります。事業内容としましては、専門的な指導を必要とする中学校の課外活動に市内中学校に延べ21人、722回派遣したものでございます。報償金、そして

保険料にその予算を使っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課から事業の補足説明を申し上げます。

まず、説明資料99ページ、文化振興事業であります。決算書につきましては301ページでございます。

この事業費は、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を主に会場として開催しました自主事業と文化活動を行う団体への助成が主なものであります。内容としましては、記載のとおり、子ども劇場のほか14事業、補助金につきましては旭市文化施設使用助成要綱に基づきまして、東総文化会館の使用に対しての使用料の2分の1の範囲内の助成をしたものと旭少年少女合唱団への補助金であります。あと、収入につきましては、その事業の入場料収入であります。

続きまして、説明資料100ページ、図書館情報サービス提供事業でございます。決算書につきましては305ページです。

これは市の図書館で行っております図書情報サービスを海上公民館、干潟公民館、いいおかユートピアセンターの各図書室で提供できるよう蔵書管理を一元化し、どこの施設からでも検索、申し込みができるように整備したものであります。この事業につきましては、昨年7月に完了して、7月から稼働しております。市図書館及び公民館図書室等4館すべての蔵書の検索が可能となりまして、総合貸し出し、返却サービスを提供しているところでございます。なお、配送サービスにつきましては、毎週2回、水曜日と金曜日に行っているものであります。

以上であります。

○委員長（高木武雄） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、最後の方の款になってまいりましたけれども、決算書の341ページの方をお願いしたいと思います。

12款の公債費関係でございます。それと、13款の諸支出金の関係なんですけれども、先ほど来ご指摘をいただいておりますけれども、不用額の関係でございますけれども、12款公債費、1項2目の利子の欄の不用額が4,342万6,935円ということでちょっと高額になっておりますけれども、これは借り入れ予定の起債の償還利子を当初予算では3.0%くらいで見込んでいたものですが、実質的には金利がそんなに高くなかった。0.8%から1.9%であっ

たということで、支払い利子が余ったということでございます。

それから、次の342ページをお願いしたいと思います。

これも不用額で先ほど来ご指摘をいただいております。13款2項2目の病院事業公営企業費の中で28節で繰出金ということで、不用額がやはり2億33万8,000円ということでございます。病院事業会計繰出金の中で地方交付税にかかわる分で措置された額、これを当初14億1,665万1,000円ということで見ていたんですけれども、決定額は、その病院事業繰出金、一番上の欄にありますように11億9,631万3,000円ということで、ここで主に1億9,800万円ほど不用が生じたと。これは何回も申し上げておりますように、やはり3月のぎりぎりになって、3月の特交が決まったということで、ご容赦をいただきたいと思います。

それから、次に14款予備費でございます。一番下の方でございます。予備費というのは、予備費の支出は無いんですけれども、予備費を緊急なものに各款へ充当させていただいております。その充当額を申し上げます。下の余白の方にでもご記載をいただきたいと思います。

まず、2款総務費に地域振興基金利子積立金等などで3件、532万7,000円を充当いたしております。

次に、3款民生費に三川保育所の送迎用駐車場整備などほか5件で338万9,000円ほど充当いたしております。

4款衛生費に海上健康増進センターの空調機の修繕等、緊急に修理する必要があったということで、こういったものを含めまして6件で460万1,000円。

それから、6款労働費へ1件で43万8,000円、7款商工費へ4件で92万8,000円、8款土木費へ3件で101万3,000円、9款消防費へ3件で202万6,000円、10款教育費でございますけれども、中学校の耐震診断調査などの経費等へ11件で1,003万4,000円を充当しました。そこにございますように三角の印で書いてあると思いますけれども、これは充当額ですけれども、合計で36件、2,775万6,000円を今申し上げたところへ予備費を充当したということでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、9款消防費から14款予備費までについての質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 説明資料の98ページの指導員、これは旭市の中学校全部5校と思って

もいいんですか。

それと、教育費が平成16年、17年より4ポイント伸びているのは、海上中学校の改築と耐震があったおかげで伸びているというあれでよろしいんでしょうか。その2点だけ、すみませんけれども、お願いします。

- 委員長（高木武雄） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） お答え申し上げます。

課外活動支援事業の方でございますけれども、市内5中学校すべてに配置をしてございます。

- 委員長（高木武雄） 庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） 教育費の伸びの原因でございますけれども、やはり耐震事業等が影響していると思います。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 七巳） それでは、座ったままで失礼します。

資料の82ページ、地盤改良とありますが、どのような改良をしたのか詳しく教えてください。

それから、資料の86ページ、集水複合井戸設置工事とありますが、どのくらいの規模の口径の井戸を掘ったとか、深さはどのくらいとか、詳しくお知らせ願いたいと思います。

それから、87ページの指導員、不登校児童、どのくらいの数がいるのか、もし分かれば学校別にお知らせしてもらいたいと思います。

それから、88ページの沖縄交流事業について、もう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

- 消防長（佐藤眞一） 海上方面隊の第3分団第2部の消防庫の土地なんですけれども、非常に排水等が悪くて、そのために土盛り工事を約50センチほど実施いたしました。その関係でございます。

以上です。

- 委員長（高木武雄） 答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 口径が100ミリでございます。深さが約9メートル。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） それでは、最初に適応指導教室の方に通っている児童ということとよろしかったでしょうか。まず、学校別の人数でございますけれども、総数は14名、平成18年度中はありました。中央小学校から2名、中和小学校から1名、第一中学校から1名、第二中学校から4名、海上中学校から5名、飯岡中学校から1名、計14名という状況でございました。

続きまして、沖縄交流事業の方でございますが、平成18年度は、18年7月26日から28日までの3日間、旭市の3小学校の児童が沖縄を訪れました。逆に平成19年2月28日から3月1日までの3日間、中城村の児童が旭市を訪れたものでございます。参加児童は旭市の方は20名ということでございます。

以上でございます。

- 委員長（高木武雄） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） すみません、答弁漏れがありました。防災井戸ですが、口径100ミリの管が1か所で3本です。それで、深さが9メートルということです。

- 委員長（高木武雄） 林委員。

- 委員（林 七巳） 沖縄の交流事業について再度お尋ねいたします。

もう少し詳しく中城村に行った時にどのような交流をしているのか、分かればお知らせ願いたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 実際の内容ということだと思いますけれども、旭市の児童が沖縄に行った際には、中城村の中にあります中城小学校、津覇小学校、2校ございますが、その子どもたちとの交流学習というんですか、そういうものを行ったり、それから体験学習としまして、沖縄県内の文化遺産、史跡、自然等について学んだり、実際に見学に行ったりと、そういうようなことを実際には行っております。なお、こちらに来た時には、実際にはやは

り同じようにこちらで交流学習、夜については平成18年度につきましては飯岡荘において交流会を催したり、琴田小学校に来て交流会を持ったり、そのようなことを行っております。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、今いろいろな史跡についてということでございますが、子どもたちが訪れた所は、平和祈念館、首里城、それから去年は行かなかったんですが、今年は中城村にあります中城城址というのも見学させてもらいました。それから、沖縄の自然ということで、水納島という所で海水浴をさせていただきました。

以上です。

○委員長（高木武雄） ほかにございませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） では、説明書の80ページ、緊急消防援助整備事業でございます。この事業内容を見ますと、消防防災備品費、緊急消防援助用資材一式、これが599万7,558円でございます。エアテント、ベッド、発電機等と書いてございますけれども、例えばエアテントがどのくらいのものなのか、ベッドがどのくらいのものなのか、発電機はだいたいどのくらいのものなのか、その他599万円と申しますと多々あると思いますので、できれば説明していただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 今ちょっと細かい資料を持っていませんので、調べさせますので、いいでしょうか、すみません。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） 歳入2件と歳出は説明書の中でご質疑申し上げます。

歳入は、25ページ、収入未済額、教育費の負担金で955万5,000円余りという収入未済額が出ておりますが、この内容につきまして詳しく説明をいただき、また対応について、どう対応されていこうとしているのか、内容的にお伺いいたします。

それから、49ページの過年度収入の12万円の収入未済額、これについて放課後児童健全育成事業等という内容だと思いますけれども、これについても簡単で結構ですからお伺いいたします。

次に、歳出でございます。

ただいま98ページの課外活動支援事業の質疑がありましたけれども、中学校5校全体に指導いただいているということで大変ありがたいことなんですけれども、この方々については、市内の方がご協力いただいているものと市外からの応援を、ご指導いただいているということが考えられますけれども、内容的にどのような状況かどうか、ご説明いただければありがたいと思います。

また、回数がいろいろ出ておりますけれども、これについては取り決めとか何かということはあるんでしょうか、あるいは自主的に来ていただいているものかどうか、あるいは何か約束事等があるのかどうか、この辺伺いたしますが、さらに21人分というふうになっておりますけれども、それぞれ種目別といいますか、指導の内容が回数的に書かれておりますけれども、例えば陸上の中で複数そういった方がいるかどうか、そういったことも含めて、ちょっと細くなりますけれども、指導員の内容についてお知らせいただければありがたいと思います。

87ページの適応指導教室指導員配置事業、臨時雇いの方の賃金として今ご説明がありましたけれども、例えばここに来れる方は親から送っていただいて来るとか、いろいろな手法で来ると思いますが、ここに来れない方の対策というのもある意味ではあるのではないかなというふうに考えるわけであります。そういった意味でここに指導員の方々に配置事業としてカウンセリングを行っていただける方もさることながら、別の意味で各学校で指導しているような状況もあらうかと思いますが、その関連性、あまりひどくなった場合にはここに来てもらった方がいいとか、あるいはこの事業を行うことによって、例えば学校に逆に出向いて行って指導を受けられるような体制がここにあるのかどうか、なければそういった個々の学校で不登校とかという問題が発生した場合にはどのように対応されているかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、最初に給食費の収入未済額について説明申し上げます。

まず、平成18年度の給食費の収入未済額でございますが、現年度分が216万7,008円、未納者数は113名、過年度分が738万8,777円、151名の未納者数ということで、合計955万5,785円、

219名の未納者数という現状になっております。

この対策でございますけれども、従来からも当然未納者への催告書の発送、電話催告、訪問徴収等を行っておりますし、またさらに学校との連携の強化を進めまして、収納率を高めてまいりたいというふうに考えております。現在は各センターで定期的に各未納者の給料日ですね、例えば20日であるとか、月末であるとか、そういうことを調べた上で、その後に月1回あるいは2回程度、まだ未納の方についての訪問徴収を行っているというような状況でございます。

続きまして、課外活動の支援事業のことでございますけれども、指導者の具体的な内容ということでございましたが、神子委員の方からございました市内の指導者、市外の指導者という部分は、すみません、現在分かりませんので、後で調べさせていただきたいというふうに思います。

なお、いろいろな面での内訳でございますけれども、例えば種目別に申し上げますと、陸上につきましては4名、ソフトテニス2名、剣道3名、卓球3名、吹奏楽6名、サッカー2名、柔道1名、体操1名ということで、単純に足しますと22名になってしまいますが、実は途中で人が代わっている部分もありますので、22名というような状況になっております。

それから、適応指導教室の方の部分でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる生徒指導の調査等では30日以上を不登校児童・生徒というふうにとらえているところなんですけれども、そういう児童・生徒について、学校に行けないような状況の子どもたちを適応指導教室において指導するというところでございますけれども、先ほどお話がありましたように、実際にそこに来て指導を受けている児童もいますし、学校で指導を受けている児童もいるわけですが、指導員が学校に出向いて行って指導する、あるいは学校ではなくて、その児童の家庭の方に訪問して行って指導するというようなことも実際に行っております。

ですから、学校の生徒指導というんですか、教育相談の担当者、特に中学校等におきましてはスクールカウンセラーも入っておりますので、そういう方たちとも連携して、不登校の解消に努めているというような状況で、この指導員も適応指導教室の中だけではなくて、外にも出向いて指導しているというような状況でございます。

49ページの放課後児童の収入未済額についてでございますけれども、内訳といたしましては、平成16年度分が1万5,000円、3か月分、保護者1名でございます。それから、平成17

年度分につきましては10万5,000円、21か月分になりますが、保護者6名のものでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） 歳入の方の関係の収入未済額の関係ですが、これは平成18年度ということで、決算を迎えて、市税から始まって、きょう午前中からいろいろ議論させていただいております。これまで過去においてずっと滞納してきたものがすぐにいただけるというか、納めてもらうということはなかなかできないというふうに判断しております。したがって、滞納が始まった時に即納めてもらえるということが一番大事だということをずっときょうはその趣旨で言ってまいりました。

平成18年度の決算ということもありまして、そういった意味でご質疑申し上げていますが、学校給食につきましては、お子さんが食べるんですよ。家にいてもどこかに行っても食べるんですよ。これは子どもがひもじい思いをしたらまずいなというふうに思えば、親は当然、今は口座振替というのがありますけれども、納めなければならない、納めるんだということがなければいけないと思いますけれども、今のご答弁ですと、人数的には219人ですか、現年度、過年度分ということも含めての金額の提示がありましたけれども、やはり厳しく対応していただきたいと。

各学校の先生方は大変なんですけれども、やはり思いをぶつけるということが、相手にとってはそれだけ真剣に構えているんだというふうに思ってもらいたいということも大事なんですね。「納めてくれないと困るよ」とかということではなくて、「なぜ納めないんですか」と厳しく対応していただいて、また学校生活についてはいろいろな意味でお金が出ることもあるでしょうけれども、ある意味ではかばっていただくことも大事なんですが、厳しさの中に優しさがあるということも非常に大事なことですから、そういった意味で平成18年度決算を迎えるに当たって、過年度分についてはどうでしょうか、現年度分はどうでしょうかということで、来年も続くわけですよ。

ですから、早く納めていただく方法について、やはり厳しく当たってもらいたいということをしないと、子どもの躰に影響を与えるんですよ。きっとその子どもはそれを見ているから、同じように生活しますよ。同じような子どもになります。それは学校の中で、あるいは保育所の中で起きるということは、社会人となった時にはまずいですよ。ですから、今、親御さんを直さなければ、子どもに影響があるということを真剣にとらまえていただいて、そ

ういった指導の中で納めてもらうように、大変ですけれども、ぜひお願いしたいというふうに、これはお願いで、教育長がおりますけれども、何か見解があったら、ご答弁願います。歳入はそれですね。

歳出なんです、まず87ページの適応指導教室指導員、本当に大変だと思います。一つ、こういう事業を行っていただいて、助かったなという家庭があると思うんです。そういった事例があれば、1年間この事業を進めてきて、快方に向かったという事例があれば、それは何件なのか。

それから、今後恐らくこういった方々が出てくると思うんですけれども、臨機応変ということも大事なものですから、指導員3名で現状足りるのか足りないのか、平成18年度決算に当たってその辺の総括はどうだったんでしょうか、この辺をお伺いしたいと思います。

98ページですが、人数的に分かりました。本当になかなかできないことだと思います。気持的に本当に自分で恐らく頑張ってきた方が指導いただいているから、そこに携わる子どもたち、指導していただく子どもたちはきっといい影響が与えられるものと思います。

市内、市外の指導員の方は分からないということですが、場合によっては、旭市の方が同じようにどこかに行って指導している状況もあると思うんです。ですから、交流は非常にいいと思うんですけれども、この指導員の方々の先ほども申し上げましたけれども、取り決めということが答弁に抜けていましたので、何か約束事というのが恐らく書式で取り交わしてあるかと思いますが、そういった状況があれば、お願いしたいし、これは年々増えている傾向にあるのでしょうか、あるいは指導員の方々が自分は指導したいけれども、どう活躍していいか分からないという方もいると思いますけれども、そういったニーズについて、これ以外の方々について情報として入っているとすれば、平成18年度を締めるに当たりまして、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 先ほど抜けてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。課外活動の方の指導者でございますけれども、こちらの方は1種目につき年間50回ということで一応お願いしているところでございますので、その中でお願いしているところでございます。

それから、すみません、先ほどの市内、市外の数でございますけれども、市内の方が19名、市外が3名という状況でございます。

その方々がそのほかの部分でいうところは、すみませんが、掌握しておりません。

それから、先ほどの適応指導教室の方でございますけれども、平成18年度中でございますけれども、適応指導教室に通っている児童が学校に復帰できた児童・生徒は一応延べ6名ということになっております。それから、全く引きこもりで来れなかった中学校生徒2名のうち1名が登校できるようになったということと、1名が適応指導教室の方に通級できるようになったと、そういうこともございました。

指導員の方ですけれども、実はこういうことで成果を上げたせいではないと思うんですけれども、逆に本年度は2名ということで頑張っているところなんですけれども、できるだけ3名でやればなということはあったかと思えますけれども、現状はそういうところで、その2名に孤軍奮闘していただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木武雄） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。要は減ってきたということですよ。成果が出てきたということで、本当に適応指導員の方については敬意を表しますけれども、今、現状は減っているということなんですけれども、いろいろな社会構造が変化していますので、これは家庭の躰とか、家庭の思いというのが外れちゃうと、子どもも変なふうになってしまったらまずいということがありますが、そういった意味ではいつでも体制を整えておくということも必要ですので、その点ご配慮いただいて、平成19年度以降、子どもたちのためにご指導いただければと思います。

以上で終わります。

○委員長（高木武雄） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 大変遅くなりましたけれども、平野委員の緊急消防援助隊用資機材一式の内訳についてということでございましたので、遅くなりましたが、お答え申し上げます。

まず、テント関係で付属品を含んで約435万円であります。それから、エアベッドの関係でこれが40万円です。そして、発電機関係で17万円、その他ということになります。指揮本部の表示布、防虫ネット、照明の電気の関係、消防本部の文字の記入代、これが107万円でございます。

以上です。

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

明智委員。

- 委員（明智忠直） 1点ちょっとお聞きしたいと思います。

放課後児童健全育成のことについてお尋ねしたいと思います。このことは先ほども申し上げましたように、夫婦共稼ぎの中で大変すばらしい恩恵を預かっている家庭も多いわけでありまして、充実をするというようなことで本当に大変ご苦労なさっております教育委員会の皆さん方に感謝申し上げるところでありますけれども、近年、不審者、いろいろあるわけありますけれども、いつか一般質問で私申し上げましたように、今の放課後児童の教育の場所といいましょうか、かなり不安視、親から見れば安心できないような所で放課後いるわけでありまして、かぎの一つもかからない、周りは全部さくも無い、そういう中で子どもを1人の先生が10人くらい、一応基準はそうでしょうけれども、不審者が来た場合には対応し切れないような場合があるわけでありまして、そういうことの中で矢指小学校の放課後児童の場合、最近不審者が周りを横行していたというようなこともあって、体育館の中をかぎをかけるようになったんです。

そうしたら、じいさん、ばあさんで迎えに行くわけでありまして、かぎがかかっていたら、孫を迎えるのに大変な苦勞をするわけでありまして、インターホンの設置とか、そういった部分も早急に考えてもらわなければ、迎えに行く時にいちいち大声を出して、迎えに来たよというようなことを言っているような始末でありまして、その辺の改良をひとつお願いすると同時に、やはり安全策といいましょうか、もう少し放課後児童のいる場所をもう少し安心できるような場所に考えていただきたいなと思うところでありまして、その辺の教育委員会の今の考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育長。

- 教育長（米本弥栄子） インターホンにつきましては検討させていただきたいと思います。

それから、場所につきましては、またこれもいろいろありますので検討させていただきますが、いろいろな事情がありますので、すぐにというわけにはいきませんが、大変貴重なご意見としてお伺いいたしておきます。どうもありがとうございます。

- 委員長（高木武雄） 明智委員。

- 委員（明智忠直） それと、先ほど神子委員の方からも話がありましたように、滞納が出ると、健全育成の方の収入でも滞納が出ているというようなこともあります。この決算を見ますと1,512万円が児童からの収入でありまして、実際旭市の一般財源の中では1,098万円しか出ていないわけでありまして、この辺と臨時、賃金ですか、指導員の賃金920円の件、小

さな子どもたちを教育する、2時間でも3時間でも面倒を見るという中で、時給920円が適当なのか、その辺の部分はぜひ再考してもらいたいと思います。

1,512万円の収入があるわけで、1か月5,000円取っているわけですので、やはり先生方にももう少し厚遇してやっただけかなものかなと思いますので、大変一生懸命、私もいつも迎えに行くわけですが、子どもに本当に情熱をかけて放課後面倒を見てくれているわけでありまして、時給920円は少し安いのではないかなと感じますので、ひとつその辺ももしご意見がありましたらお願いします。

- 委員長（高木武雄） 明智委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 指導員の方の賃金ということでございますけれども、私も先ほど明智委員からありましたように、施設面もよく見てということで、最近各学童保育の場所を巡回させてもらったりして見ているところなんですけれども、特に今年は猛暑でありましたし、そういう中で本当に汗を流して、恵まれない施設の中で一生懸命指導してくれている状況がございます。そういうことで、今の賃金については、私自身もできるだけそういうふうにしたかったらと思っているところなんですけれども、当然予算のことがございますので、そういうことについて、また要望し、検討してまいりたいというふうに思います。

- 委員長（高木武雄） ほかに質疑はありますか。

平野委員。

- 委員（平野 浩） 2点ほどお願いしたいと思います。

消防の施設整備事業で常備消防と非常備消防、水槽付ポンプ車ですか、ありますけれども、金額的に1,000万円からの違いがありまして、当然常備と非常備では自動車の性能とか、いろいろな面のことを考えてのことなのかなという感じはするんですけれども、いずれにしても、消防の防災活動をするということであれば、金額的なことはあるにしても、非常備もそれなりの水槽付消防ポンプ自動車があってもいいのではないかなと素人的には考えますけれども、その点と、それによつての効果ですけれども、非常備の場合は体制の維持強化、それと常備の場合は防災の強化が図られたと、多少違いがあるんですけれども、その点について見解をお伺いしたいと思います。

それと、もう1点ですけれども、説明書の91ページの小学校の教諭補助員配置事業でございますけれども、低学年36人以上のクラス及び学級運営が困難なクラスを対象にして配置されたという内容が説明されておりますけれども、これは以前、議会の方で一般質問が何かで

たしかあったような気もするんですけれども、それに基づいて、こういう事業が継続されているのかどうか、それと補助員の先生については特別な資格とか、経験豊富な先生が配置されるとか、そういったことも考えられているんでしょうか。クラスの数と学級運営が困難なクラス数ですか、それをお願いしたいと思います。

○委員長（高木武雄） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 消防施設整備事業の中で常備消防と非常備消防の水槽付ポンプ自動車の値段等の差について、約1,000万円の差があるということでございますけれども、だいたい委員言うとおり、常備と非常備の同じ4トン車を比べても、約1,000万円の差があります。

というのは、常備の場合には、隊員一応5名ということで、空気呼吸器をフル装備、また当然のように予備ポンペを積みます。それから、照明機具もかなりハロゲンの照度の高いものを積みます。それから、救助隊が積むような機具は積みませんが、救助機具的なものについても、水槽付ポンプ車は一線でありますから、それも装備いたします。それから、やはり水量の関係も常備と非常備では違ってまいります。非常備の場合はだいたい1トン半くらい積むんでしょうけれども、現在の消防の常備の方の車両は約1,800リットル、また平成20年度予定するものは2,000リットルというような、やはり水量の違いもあります。さらに、車両の方も今はみんな大型、5トン級になっておりまして、そういった関係もあります。

さらに、消防車の艦装というのがあるんですね。非常備の場合には、意外と標準艦装と、標準的タイプの作り方をするんですけれども、常備消防の場合には、すべて1から10まで自分らで図面をかって、このとおりにやってくれよということになってしまいますので、どうしてもその分、手間がかかってしまいます。そういう関係から1,000万円くらいすぐ高くなってしまいます。

それと、消防団にも水槽付ポンプ車の配備というものは確におっしゃるとおり必要なんです。やはり拠点の消防本部、あるいは分署から離れている所にですね、これは私の考えと言ったらちょっとおかしいんですが、やはり初期消火というものが消防の場合にはどうしても必要なんです。その場合に到着が1分でも早ければ、積載の1トン半、あるいは1トン800、そういった水で十分に消火できる状態のものが過去にいっぱいあるんです。

それが本部の方から来る、あるいは分署の方から遠く離れた所から来るとなりますと、どうしても幾ら急いでも、我々の時速というのは40キロを超えることはまず不可能なんです。時速40キロは絶対無理ですね。ですから、4キロ離れた所であれば、通報から約8分くらい

はかかってしまいます。ということは、走行で約6分、通報確知と出場で約2分と、こういう形ですね。

ですから、遠隔地にある消防団の拠点といいますか、それには今後も財政の許す限り、うちのような2トンだとか、1,800だとか、そういう水槽車は必要ないかもしれませんけれども、やはりそういった配置の見直しといいますか、考え方もこれから必要になってくるのではないのでしょうか。

以上であります。

○委員長（高木武雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 小学校の教諭補助員の件でございますけれども、ただいまご質問がありました件でございますけれども、まず小学校の方につきましては、国の方で少人数指導を展開するために、きめ細かな指導を展開するために、教員の配置等がされてきているところでありますけれども、そしてさらに近年、県の方におきまして、38人学級というものを導入し、本年度は全学年にわたって38人学級ということになっていくところですが、そういうこれまでの経緯を踏まえまして、ただ38人ですと、1クラス1人で指導している状況ですので、それに近くて、かなり1人で指導するのが困難というのはおかしいですけれども、2人で補助員が入って指導すると、きめ細かな指導ができるという考えと、あと予算等をかんがみまして、36人以上のクラスというところが出てきていると思われます。

そういうことで、低学年の36人以上、特に新1年生で36人以上あるクラスを優先してというところと、それから学級運営が困難なクラスということでございますけれども、平成18年度の実績を調べますと、いわゆる特別支援学級に入級はしておりませんが、普通学級の方で特別支援を要する児童がいるというような場合がございまして、そういう子がいる所ですと、補助員の方が入りますと、その子に対しての指導ということで補助員が当たっていただけないということで、やはりこの事業、あるいは指導に当たって効果があるというようなことで、そういう意味での学級運営が困難なクラスということも調査した上で配置しているという状況でございます。

なお、資格の方ですけれども、教諭補助員につきましては、一応教員免許を持っている方ということでお願いしているところでございます。

（「分かりました。ありがとうございました。」の声あり）

○委員長（高木武雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高木武雄） 特にないようですので、９款消防費から14款予備費までについての質疑は終わります。

以上で議案第１号の質疑を終わります。

議案の採決

- 委員長（高木武雄） これより討論を省略し、議案第１号の採決をいたします。

議案第１号、平成18年度旭市一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（高木武雄） 全員賛成。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

以上で議案第１号の審査は終了いたしました。

-
- 委員長（高木武雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会は明日午前10時より、この委員会室にて開催いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ６時１８分